

(第一類 第八号)

衆議院

農林水産委員会議録第九号

(一九二)

平成十六年三月三十一日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 高木 義明君

理事 北村 誠吾君 理事 西川 京子君

理事 松下 忠洋君 理事 松野 博二君

理事 黄川田 徹君 理事 小平 忠正君

理事 山田 正彦君 理事 白保 台一君

理事 赤城 徳彦君 理事 石田 真敏君

小野寺五典君 大野 松茂君

梶山 弘志君 金子 恭之君

木村 太郎君 後藤 茂之君

後藤田正純君 佐藤 勉君

田中 英夫君 玉沢徳一郎君

津島 恭一君 永岡 洋治君

西村 康稔君 野呂田芳成君

二田 孝治君 山際大志郎君

岡本 充功君 鹿野 道彦君

金田 誠一君 岸本 健君

楠田 大蔵君 篠原 孝君

神風 英男君 仲野 博子君

楠崎 欣弥君 樋高 剛君

堀込 征雄君 松本 謙公君

西 博義君 石井 郁子君

佐々木憲昭君 山本喜代宏君

農林水産大臣 亀井 善之君

農林水産副大臣 金田 英行君

農林水産大臣官房政務官 木村 太郎君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 三輪 昭君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 兒玉 和夫君

政府参考人 (厚生労働省医薬食品局食 品安全部長) 遠藤 明君

政府参考人 (農林水産省大臣官房長) 小林 芳雄君

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括 審議官) 村上 秀徳君

政府参考人 (農林水産省総合食料局長) 須賀田菊仁君

政府参考人 (農林水産省消費・安全局 長) 中川 坦君

政府参考人 (農林水産省生産局長) 白須 敏朗君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 川村秀三郎君

政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 太田 信介君

政府参考人 (林野庁長官) 前田 直登君

政府参考人 (水産庁長官) 田原 文夫君

政府参考人 (経済産業省大臣官房地域 経済産業審議官) 平井 敏文君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 官) 長谷川榮一君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 官) 中富 道隆君

農林水産委員会専門員 和田 一郎君

委員の異動 三月三十一日

辞任 金子 恭之君 補欠選任 山際大志郎君

同日 岡本 充功君 樋高 剛君

同日 高橋千鶴子君 石井 郁子君

同日 山際大志郎君 補欠選任 金子 恭之君

同日 樋高 剛君 岡本 充功君

石井 郁子君 佐々木憲昭君

同日 辞任 補欠選任 高橋千鶴子君

三月三十一日

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法 律案(内閣提出第四九号)

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣 提出第五〇号)

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関 する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣 提出第五一号)

は本委員会に付託された。

三月二十五日

安全・安心な食肉等の安定確保に関する意見書 (愛媛県議会(第一九六五号))

一般林政予算の拡充に関する意見書(栃木県田 沼町議会(第一九六六号))

牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見書(島 根県議会(第一九六七号))

国民の主食・米作への万全な対策に関する意見 書(長野県穂高町議会(第一九六八号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府福知山市議会(第一九六九号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府宇治市議会(第一九七〇号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府宮津市議会(第一九七一号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府亀岡市議会(第一九七二号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府井手町議会(第一九七三号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府伊根町議会(第一九七四号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府美山町議会(第一九七五号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府八木町議会(第一九七六号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府日吉町議会(第一九七七号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府瑞穂町議会(第一九七八号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府和知町議会(第一九七九号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府夜久野町議会(第一九八〇号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (京都府伊根町議会(第一九八一号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に対して早急な対策 に関する意見書(兵庫県議会(第一九八二号))

高病原性鳥インフルエンザ対策の充実に関する 意見書(兵庫県豊岡市議会(第一九八三号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (兵庫県市島町議会(第一九八四号))

高病原性鳥インフルエンザに関する意見書(鳥 取県東伯町議会(第一九八五号))

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書 (島根県議会(第一九八六号))

自由貿易協定締結交渉における国内農業に対す る十分な配慮に関する意見書(山形県西川町議 会(第一九八七号))

食料自給率を引き上げ安心・安全な国内農産物 の安定供給に関する意見書(北海道士別市議会 (第一九八八号))

食の安全性と食料自給率向上に関する意見書 (北海道白滝市議会(第一九八九号))

食の安全と食料自給率向上に関する意見書(北 海道忠類市議会(第一九九〇号))

第一類第八号 農林水産委員会議録第九号

平成十六年三月三十一日

平成十六年三月三十一日

食の安全性と食料自給率の向上に関する意見書
(山形県金山町議会(第一九九九号))
食の安全性と食料自給率の向上に関する意見書
(山形県大蔵村議会(第一九九二号))
食の安全性と食料自給率の向上に関する意見書
(山形県鮭川村議会(第一九九三号))
食の安全性の確立と食料自給率の向上を目指すことに関する意見書(千葉市議会(第一九九四号))
食肉の安全性確保に関する意見書(石川県珠洲市議会(第一九九五号))
食の安全性と食料自給率の向上に関する意見書
(広島県三次市議会(第一九九六号))
食の安全性と食料自給率の向上に関する意見書
(佐賀市議会(第一九九七号))
中山間地域等直接支払制度に関する意見書(島根県議会(第一九九八号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県北川村議会(第一九九九号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県土佐山田町議会(第二〇〇〇号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県鏡川村議会(第二〇〇一号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県池田町議会(第二〇〇二号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県吾川村議会(第二〇〇三号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県佐川町議会(第二〇〇四号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県橋原町議会(第二〇〇五号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県東津野村議会(第二〇〇六号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県葉山村議会(第二〇〇七号))
中山間地域等直接支払制度の継続実施に関する意見書(高知県仁淀村議会(第二〇〇八号))
鳥インフルエンザ対策に関する意見書(千葉市議会(第二〇〇九号))
BSE・鳥インフルエンザから国民の食の安全

に万全な対策に関する意見書(石川県加賀市議会(第二〇一〇号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道妹背牛町議会(第二〇一一号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道沼田町議会(第二〇一二号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道斜里町議会(第二〇一三三号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道滝上町議会(第二〇一四号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道音更町議会(第二〇一五号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道士幌町議会(第二〇一六号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道鹿追町議会(第二〇一七号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道清水町議会(第二〇一八号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道芽室町議会(第二〇一九号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道忠類町議会(第二〇二〇号))
平成十六年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道浦幌町議会(第二〇二一号))
米国の牛海綿状脳症(BSE)発生に関して食肉の安全確保に関する意見書(岩手県北上市議会(第二〇二二号))

本日の会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件
参考人出席要求に関する件
農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)
青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
農林水産関係の基本施策に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房長小林芳雄君、大臣官房総括審議官村上秀徳君、総合食料局長須賀田菊仁君、消費・安全局長中川坦君、生産局長白須敏朗君、経営局長川村秀三郎君、農林振興局長太田信介君、林野庁長官前田直登君、水産庁長官田原文夫君、外務省大臣官房審議官三輪昭君、大臣官房審議官兒玉和夫君、厚生労働省医薬食品局食品安全部長遠藤明君、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官平井敏文君、大臣官房審議官長谷川榮一君及び大臣官房審議官中富道隆君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小野寺五典君。

○小野寺委員 自由民主党の小野寺五典です。きょうは、少し水産のことについてお話を初めにお伺いしたいと思っております。

先ごろ、民主党の議員の方からも、どうも水産

に対して、非常に政府の、例えば小泉さんの取り組みを含めて、不十分じゃないかという御指摘がありました。そういうことがないように、ぜひきょうは大臣を含めてしっかり御答弁いただければと思います。

まず初めに、漁船漁業のことについて少し話を触れたいんですが、御存じのとおり、今漁船漁業というのは大変な構造的な負債に苦しんでおります。例えばマグロ漁業、一隻当たりの抱えている負債が何億にもなるというふうに言われています。ですから、例えば船を五隻経営している経営体ですと、数十億の負債に上ります。なぜこういう負債が発生したか。実はこれは、政府の政策の中でどうも配慮に欠けているところがあるんじゃないかということが背景にあると思います。きょうは初めにそのことについて少し触れたいと思います。

例えば遠洋マグロ漁業なんですが、この財務諸表、企業の財務諸表の中には漁業権ということが設定をされています。ですから、銀行は漁業会社にお金を貸すときには、この漁業権ということを踏まえたバランシートで経営を審査します。この漁業権、実は、絶頂期には一トン当たり二百五十万円で取引をされていました。ですから、通常の漁船であると三百トンです。一隻当たり七億五千万、これが実は漁業権だけの船の価値ということになります。銀行は、この指標をもとに実はお金を貸していたということになります。一隻当たり七億五千万です。十隻持っていれば七十五億です。小さな経営体は実はこれだけの融資枠をもらって、お金をどんどん借りていた。逆に言えば、銀行がどんどん融資をしたということが背景にあります。

ところが、ちょうどバブルの崩壊の時期にマッチするんですが、今から十五年ほど前、このマグロの漁業に対しても魚価安という問題が起きてきました。さらに追い打ちをかけたのは輸入水産物の増加、特にマグロあるいはカジキ類の輸入の増加です。この輸入の増加によりますます漁業経

営体の経営内容が悪くなりまして、この漁業権と
いうのが現在ほどのぐらゐの評価を受けている
か。ト一トン当たり十万円です。ですから、二百五
十万円が十万円になった。二十五分の一にこの評
価が下がったわけですね。これだけの下がった評価
を、銀行は、では追加の担保を出せと。バブルの
崩壊によって、土地の値下がりとか、いろいろな
ことがありました。でも、世の中に二十五分の一
にしか評価されない資産というのが一体あるの
か。実は、この漁船漁業の中にはこのような背景
があります。

ですから、今漁業経営体の方々はこういう状況
にあるかという、一隻当たり七億五千万、漁業
権だけで実は担保として認めてもらったものが、
現在は約三千万円にしかならない。一体、この足
りなくなった七億近くの金額をどうしたらいいん
だ。では、今までこのつたためていた土地を担保
にしようか。でも、御存じのとおり、実は土地も
評価が下がっています。ということで、必然的に
もう経営が立ち行かなくなっている。しかも、現
在、この利子の負担だけで経常的にどうしても赤
字にならざるを得ない、そういうような厳しい経
営環境にあります。

この背景としましては、先ほどお話ししました
ように、バブルの問題というのがあります。も
う一つ大きな問題としては、輸入水産物の増加と
いうことがあります。この農林水産物の中の水産
物輸入というのは、実は大変な量を占めていま
す。金額ベースでは、農林水産物のうちの約半分
くらい。例えば、カツオ・マグロ類、カジキ類の
輸入金額というのは、二〇〇二年ベースで二千四
百三十億円です。これに三・五%の関税がかかっ
ています。ですから、実は百億弱の関税収入もあ
るわけですね。ですが、このことに対しては、ほと
んど政策、恐らく今までその部分がちょうどす
き間になっていたかもしませんが、この輸入水
産物に対抗するための何らかの、例えば漁船漁業
への経営支援とか、そういうことは余りなされて
いなかったのが現状ではないかというふうに思っ

ています。

では、このために今どんなことが起きているか
ということなんです。日本はマグロ漁業という
のは世界一だと私はずっと感じていたんですが、
現段階では、日本のマグロ漁船、これはOPRT
に加盟している、いわゆる正規の超低温マグロ漁
船の隻数ですが、日本が四百八十隻、そしてまた
台湾が約六百隻です。ということで、もう既に台
湾が日本を上回っています。

さらに、もっと衝撃的なことがあります。それ
は、現在、これだけ負債を抱えていた日本の漁業
経営体がマグロ漁業をどうしても手放さなければ
いけない、そうなったときに、この漁業権の承継
がどこで行われているか。現実には起きている話と
して、外国の資本が日本のマグロ漁業に既に手を
伸ばしてきています。私の知り合いでも、オーナー
が外国の人とわかりながらも自分たちの船を手放
さなければいけない、こういう国益にもかかわる
ような大きな問題が今現場では起きています。

ですから、ここでぜひ御検討いただきたいの
は、金融面、今までのいろいろなことで、産業再生
含めて、政府がいろいろな形で手を入れてきまし
た。ですが、特にこの天然資源、しかも日本の資
源にかかわる漁船漁業の問題に対して、逆に、産
業再生という意味合いからも、この金融支援、そ
ういうことが手厚くできないのか、きょうは初め
にそのことから伺いたいと思います。

○亀井国務大臣 カツオ・マグロ漁業、あるいは
まき網漁業など、我が国の中小の漁船漁業、これ
は漁業生産量の約五割を占めるなど、極めて重要
な産業であるわけがあります。

しかしながら、中小の漁船漁業につきまして
は、いろいろ今御指摘のように、魚価安やあるいは
資源の低迷等、近年、経営が悪化をしております。
過剰な債務を抱えて、そして経営の継続が困
難になっている漁業者が増加をしている、このこ
とは私も認識をしているところでもございます。
こうした状況に対応いたしまして、昨年十月か
ら、産学官が連携をいたしまして開催しておりま

す漁船漁業構造改革推進会議におきまして、新技
術の導入あるいはまた漁船漁業の構造改革、これ
を図るための方策の検討を行っておるところでござ
います。本日、三月三十一日にその中間取り
まとめを公表いたします。

今後、この中間取りまとめや各方面の御意見を
十分踏まえて、我が国の中小漁船漁業の再生に向
けて、具体的な方策につきましても検討を進めてま
いりたい、このように考えております。

○小野寺委員 確かに、漁船の効率的な船型の問
題とか、あるいは資源管理の方法の問題とか、検
討すべき課題はたくさんあると思います。この金
融支援という問題、これなくしては、逆にもう漁
業をやる人がいなくなってしまう、そこまで追い
詰められているということ、ぜひ、ともににお力
をいただければと思います。

次の質問にちよつと移りたいんですが、実は、
同じように今資源の問題で大きな課題となってい
ますのが、中西部太平洋におきます大型のまき網
船の問題です。

この大型のまき網船、問題は、最近、台湾資本
が二、三トン級というすごく大きな船を新造しまし
て、これがどうもどこかの国に便宜置籍をされ
て、事実上稼働を始めています。この大きなまき
網で日本近海で操業される、カツオとかキハダと
かマグロを小さい段階からとってしまうというこ
とは、逆に、せつかくそれから大きくなって、あ
あ大きなマグロになってきた、これを釣って何
とか経営を成り立たせたい、日本の国民においし
いマグロを食べていただきたいなと思う、そうい
うことに関してできなくなってしまう、実は資源
を枯渇させてしまう、あるいはこの漁法は日本の
国益を本当に脅かしている、こういう問題が今
現実問題として来ております。

特に状況が悪いのは、この大型まき網船、パヤ
オという浮き魚礁を使つて、本当に無選択にござ
います。ですから、今、そういう状況になっ
ています。ですから、日本の近海で今一番主力を
占めていますメバチマグロの資源にも大変な悪影

響を及ぼす、そういう状況にもなっています。

この対応について、日本が何とかできないのか
ということなんです。実は、このまき網に対し
ての問題として、中西部太平洋のマグロ条約とい
うのが六月に発効することになっています。残念
ながら日本はまだオブザーバー的な参加でして、
この会議には入っていない。ですから、今後、こ
のまき網の問題を一体どういう場で議論していく
のか、そのことについて、ぜひその方針をお伺い
したいと思っています。

○亀井国務大臣 カツオ・マグロ類の過剰漁獲が
資源に及ぼす影響につきましては、国際的に懸念
をされておるところでもございます。特に、御指
摘の中西部太平洋海域におきます大型まき網漁
船、台湾等の増隻によりまして、これは、平成八
年に百四十一隻であったものが、平成十五年には
二百五隻というように五割も増加しているわけ
でありまして、漁獲圧力が著しく増大しているとい
う状況にあります。

この水域におきますカツオ・マグロ類の管理に
つきましては、中西部太平洋マグロ類条約が策定
されておまして、現在、その条約発効に向けた
準備会合が開催されているわけでありまして、この
準備会合におきまして、漁獲能力の削減を要請す
る等の決議が採択されておるわけでありまして。こ
れとあわせて、特に台湾等につきましては、本年
二月に開催されました台湾との協議におきまし
て、台湾側に自粛を求めたわけでありまして。

今後とも、国際会議の場におきまして、大型ま
き網漁船の漁獲圧力の抑制等適正な管理が行われ
るよう、積極的に働きかけを行ってまいりたい、
このように考えております。

○小野寺委員 今行われておりますのは、日本
は、一生懸命国内で漁業規制を行つて、そしてま
た、まき網も釣り船も一生懸命守って頑張ってい
ます。ですから、小さい船で何とかとっている。
そこに全く日本の制限から外れた航空母艦みたい
な台湾の船がどかんと来て、どきどきと日本近海で
とっていく、こういうことが行われているようで

は、日本は余りにも情けない国だと思います。大臣も同じお考えと今伺いましたので、ぜひ今後ともこの対策、お願いしたいと思います。

三点目なんです、実は日本人、今、食の問題というのが大変な課題となつています。特に食育の問題、これは今回、基本法でも取り上げられるんですが、実はこの食育問題、従前から民間団体が率先して進めていた問題もあります。例えばスローフードという言葉、今、スローライフを初め、この言葉は世の中で非常に使われ始めているんですが、こういう民間団体への支援、これもあわせて、ぜひこの食育基本法の中で農水省として取り組んでいただきたいんですが、その考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○亀井国務大臣 今御指摘のとおり、食生活の多様化、外部化、あるいは食と農との距離が拡大をし、また家庭においての食の教育力が低下をしている、こういうことで、食と農をめぐる諸課題が顕在化しているわけであります。国民一人一人がみずから食について考える、そして判断をする能力を養成する食育、この推進が大変重要なことであるわけであります。

このことにつきましては、いろいろ農水省も取り組んでおりますが、団体を取り組む食育の活動の推進、あるいは地域におきます取り組みとして食育の優良事例を顕彰する食育コンクール、こういうものを実施し、またさらには、民間団体による地域の特性を生かした食育の活動に對しまして支援を行つておるわけであります。十五年度は、十七の団体に対して一団体当たり百万円を上限とした支援、こういうことも行つておるわけであります。

今後、いろいろの角度でその推進に努力をしてまいりたい、こう思つております。

○小野寺委員 時間がなくなってきました。最後の質問なんです、私も芝浦の食肉市場とが見させていたいて、牛肉の問題です。今非常に高い評価を特に国産牛は受けておりまして、ありがたいと思うんですが、その中で、

BSE問題、もしアメリカからの輸入再開になりますと、現在、オーストラリアの牛肉ヘシフトしまして、さらにこれにアメリカの牛肉が加わるということになる大変なだぶつきになる、今、そういう市況の心配がある、そのことを皆さんも感じだと思ふんですが、その中で、ことし十一月から完全実施される家畜排せつ物処理法の問題、この環境対策について、最後に、

今、このリース事業、ことは予算枠を大分拡大していただきました。農家の方は大変喜んでるんですが、いろいろな問題がありまして、万が一、この十一月までに間に合わない場合、あるいは次年度以降もいろいろな事情でできない場合に、ぜひこのリース事業のさらなる継続支援策というものを踏まえて、お考えを最後にお伺いして、質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○金田副大臣 十月末までに屋根つき堆肥盤をつくるということで一生懸命に頑張つております。一般会計なんかでも、二倍を超える二百四十億というお金を十六年度で措置させていただきましたし、畜産環境整備機構の方でやつている人気の高い補助つきリース事業、これにつきましても、三百一億円という形で大幅に増加させていただいております。

では、この予算で全部できたかという、できておりませんので、十七年度も引き続きやるかどうかについては、その情勢を踏まえながら、後、検討してまいりたいというふうに思つております。

○小野寺委員 ありがとうございます。ぜひ前向きに御検討いただければと思います。質問を終わります。ありがとうございます。

○高木委員 次に、田中英夫君。

○田中(英)委員 自由民主党の田中英夫でございます。

先ほど来、大変話題となつております高病原性の鳥インフルエンザの問題につきましては、京都府の丹波町、私の選挙区、地元でございます、大変皆さんにお氣にしていたいたり、また内閣と

してもさまざまな対策をとつていただいておりますのでございまして、御礼を申し上げながら、一、二点、また御要望もまず最初に申し上げたいというふうに存じます。

おかげさまで、三月二十二日をもちまして一定の現場鎮圧については終了をしたという段階から、二十一日間に縮めていただけましたその期間、次が四月二十三日ということですが、この日を待つということ、新たな発生がしないことを今期待をし、折つておる、こういう状況であります。一カ月に足りないほどの期間でありましたけれども、改めて、このような大きな課題が出たことに對して、もちろん、地元挙げての努力もありまして、国におきまして、亀井大臣を初め内閣の方で、そして自由民主党や与党の鳥インフルエンザの対策本部等々で、さまざまなルールに對する検討等々もいただき、そして進めていただきましたこと、心から御礼を申し上げます。今後に向けての対策ということもまた頭に置きながらそれぞれの対策でありまして、そんなことに進んでいただきたいと思います。まず御礼を申し上げます。ありがとうございます。

つきましては、さばりとして、まだまだ現実すべてが終わつたということではないわけであります。何はともあれ、感染ルートをはつきりとさせていくということ、農水省だけの課題ではございませんけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

また、現実の問題としては、当面鎮圧をしたとしても、これは規模が大きいもので、京都府等々行政対応になつておるわけでありますけれども、一時的に鎮圧をいたしました鳥のふん等々の今後の最終処理とか、病気にかかりました鳥、その周辺の鳥につきまして、殺処分ということで埋め立てをしたわけでありますけれども、そういうものも、数年たてば、またどのようにこれを最終処理しなければならぬのかという課題があるのではないかとこのうふにも思つております。そんなこ

とについても、今後当然、現場の課題であると同時に、国の課題として出てこようというふうに思つておるわけであります。

また、それぞれこの間に、一面、みずから助けるために、一面は鶏に對してそれが蔓延をしないようにという協力、両方の意味合いから、例えば、三十キロ圏内の規制について、それに対応してきた業者等々につきましても、その補償、補てんや当面の金融措置についてのルールがつくられましたことは、大変ありがたく存じております。

もちろん、金融現場でありますから、目の前のところでは、例えば、農協関係には全く取引がなかったところが急に借りられるのかという問題もありますし、金融機関から見たら、そうでなくとも企業に對する、事業所に對するチェックは非常に厳しいわけでありまして、保証が農林関係でつてきたからといって何でも出せるのかというふうな問題もあつたり、さまざまなことはあります。ありますだけに、私は、そのことについてまたしつかりと、私のところでいいますと、農水省等々と京都府がまた細やかに、そうした現状を把握しながらお願いをしたい。

このことは、今の現場であります一京都府のことだけでなく、そのことについて、ああやって協力をして、そのようなことをしたということについて、大変な目に遭つたなどというふうなことに後で業者の風評がなりますと、新たなことが起こつては大変であります。そこにおいては、もう協力せぬ方が得やぞというような話になりますと大変でありますから、また京都府にとつてもかたがた、そういう問題もありませんので、実際の今後の運用について細やかにやつていただきたい、このように思つております。

いずれにしても、以上、お礼と少し今後も含めた要望でありますけれども、今日まで頑張つていただきました亀井大臣の方で、このあたりにつきまして、現在のお気持ちやそんなことについて何かありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

備、確保について、農業の振興と調和のとれた形で、集落に介在する農地の活用等も図りつつ計画的に進めていくことは大変重要なこと、こう思っております。

これらのことにつきましては、今後とも、特に国土交通省ともいろいろ進めておるわけでありますが、十分連携をいたしまして、個性ある農村づくりにつきまして、その取り組みを推進してまいりたい、このように考えております。

○田中委員 ぜひともよろしく願ひいたします。

それでは、終わります。ありがとうございました。

○高木委員長 次に、榑崎欣弥君。

○榑崎委員 民主党の榑崎です。

きょう、私は、FTA、そしてWTO問題に絞って質問をいたしますが、この間の大臣そして関係各位の御苦労には敬意を表したいと思ひます。敬意は表すけれども、まず、WTOやFTAの農業交渉では、食料安保とか農業の持つ多面的機能の重要性を説く一方で、国内農政にはそうした思想を具現化する施策を持たないで、対症療法的な後追い政策に終始しているのではないかと、つまり、基本哲学がないから諸外国との交渉も説得力が欠けるのではないかと私は感じるんですが、大臣、いかがでしょうか。

○亀井国務大臣 食料の安定供給の確保を通じて食料の安全保障、あるいは農業の多面的機能の発揮が図られるためには、まずもって我が国農業そのものが将来にわたって持続的に発展していく必要があるわけでございます。

そういう中で、農業の持続的な発展を図るためには、食料・農業・農村基本法の理念に基づきまして、農業の法人化の促進であるとか、あるいはまた意欲と能力のある農業経営の育成、また農地の利用集積の促進など、健全な農業経営の確立、このことも努力をしておるわけでありまして、環境との調和に配慮した農業生産の基盤整備、この推進もいたしておりますのでありますし、さらに

は農業に関する技術の開発普及、このような施策を着実に講じてきたわけでありまして、これが対症療法的な農業政策、そういうことには私は当たらないのではなからうかな、こう思ひます。

今度、食料・農業・農村基本計画の見直しにおきまして、食料の安定供給あるいは農業の多面的機能の発揮、これらが図られるように各般の農政改革に全力を尽くしてまいりたい、このように考えております。

○榑崎委員 大臣と私では見解の相違する部分もあるわけですが、今回、メキシコとの間にFTAが合意された、これが我が国の食料安保と農業にどのような影響を与えるとお考えですか。

○村上政府参考人 お答えいたします。

メキシコとの交渉、先般、大筋合意ということになったわけでございますけれども、このメキシコとの交渉に当たりましては、農林水産業の多面的機能への配慮、あるいは我が国の食料安全保障の確保、農林水産業における構造改革の努力に悪影響を与えないよう十分留意して交渉に取り組んできたところでございます。

今回、大筋合意いたしましたけれども、この場合、品目ごとの国内農業における重要性などを勘案いたしまして、必要に応じて、例外品目にした上、関税割り当て、あるいは関税撤廃への経過期間を設定するということが、それから、二国間セーフガードをいざというときに確保する、こういうことを確保した上で合意したものでございまして。そういう意味で、国内農業への影響は極力回避できたのではないかとこのように考えているところでございます。

○榑崎委員 この後がまた続くわけですから、しっかりと検証をまずやっていたきたい。

今回の合意は、農産品を含む初めてのFTAということで大きくクローズアップされましたけれども、経済産業省では年間四千億円の輸出増が見込まれると試算しているようですけれども、農産品関係についてはどうなりますか。

○村上政府参考人 メキシコとのFTAに伴いま

す農産物の輸出の関係でございます。

現在のところ、日本からメキシコへの農産物の輸出は、加工品を除きますと、種子などわずかでございまして、既に大きな輸出実績がある鉱工業製品とは異なりまして、メキシコ側の関税が撤廃されまして、それにより我が国農産物の対メキシコ輸出が拡大するというところに直ちにはつながらないというふうに考えております。

ただ、農林水産省としましては、このメキシコに限りません、国産農林水産物の輸出の促進に向けて総合的な支援体制を確立することが重要と考えておりまして、輸出促進事業といたしまして、諸外国の貿易制度等を調査し、あるいは輸出先国への市場開拓ミッションを派遣する、あるいは海外セミナーなどを活用するというようなことで、国産農林水産物のPR等を強化して輸出促進の取り組みを図っていききたい、そういう民間の取り組みに対する支援もしていきたいというふうに考えているところでございます。

○榑崎委員 今言われましたように、メキシコとのFTAで、例えば今すぐに農畜産品が大幅に値下がりする現象が出てくるのか、そういうことはなと思いますので、総体的にお伺ひしますけれども、言うまでもなく、FTAの究極的な原則というのは関税撤廃です、それも十年以内というふうになっているというのでございます。ですから、貿易自由化と農業保護の両立といえますが、これは日本に限らず各国共通の悩みに今なっているところですね。しかし、もう農業分野もFTAを避けて通ることができない、そういう趨勢ができてきつたと思うんです。

そこで、大臣、このFTAが本格化する時代に、日本農業はどう対応すべきだと考えますか。

○亀井国務大臣 経済のグローバル化が進展する、こういう中で食料の安定供給、これを図っていくためには、やはり国内の農業生産の増大、これを図ることを基本にいたさなければならぬわけでありまして、さらには、我が国の面積または我が国の人口、こういうことを考えますときに、

やはり輸入を適切に組み合わせるということが必要であるわけでありまして。

そういう点で、やはり今日、食の安全、安心、あるいは農業の多面的機能の適切な発揮、こういう面でも、鳥インフルエンザあるいはBSEの問題、国民の皆さん方も、消費者の関心、これは我が国の食料の自給率等々につきましても大変関心を持っていただいておりますのでございまして。また、我が国の農業、農村に対する国民の期待もますます大きくなっている、このように私は考えております。

そういう中で、やはり国内農産物が消費者に選択をされるように、意欲と能力のある担い手の育成など、農業の構造改革を進めて、農産物の品質の向上、また低コスト化、これらを図っていく必要があると思ひます。

こうした中で、農業も守りから攻めへと転換をしよう。高品質な我が国の農産物の輸出拡大も図っていく必要があるのではなからうか。東南アジア等々、所得が向上し、輸出ということにつきましてもいろいろ話があるわけでもございまして。そういう面でも、農業の、守りから攻めへ、こういう転換というものも考えなければならぬことがあるんではなからうかと。

現在、来年三月に向かって、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて、いろいろ御議論をいただいておりますのでございまして。そういう中で、我が国の、足腰の強い、そして消費者の需要に即した生産が促進できるような農業構造をぜひ実現してまいりたい、このように考えております。

○榑崎委員 守りから攻めに変えるということ、私は、私も大同意です。

そのことに関してはまた後ほどやりますけれども、もちろんFTAによつて日本の農業が荒廃するようなことがあってはならない、それは当然のことです。今日農業界が取り組んでいます構造改革というものを支援して、またそのスピードを加速させる必要があると私は思ひます。

大臣も二月十八日の所信表明で、「我が国の食料安全保障や農林水産業の構造改革の進展ぐあいに十分配慮しながら、積極的かつ戦略的に対応」と言われていますけれども、農政上の課題は今後何だと思いいになりますか。

○亀井国務大臣 まず、F T Aの交渉に当たりましては、農業分野に關しましては、食料の安全保障や国土の保全、これら多面的機能を踏まえつつ、農業の構造改革に悪影響を及ぼすことのないような対応、このことが重要であるわけでありま

す。そこで、F T Aの交渉のいかんにかかわらず、我が国農業の構造改革の加速化を図ることが急務、このように考えておまして、先ほども申し上げましたが、現在、食料・農業・農村基本計画の策定、このことを努力しておるわけでありまして、我が国の農政全般にわたる改革を進めているところであります。

その中で、具体的に申し上げれば、品目別の価格・経営安定対策から、諸外国の直接支払いも視野に入れて、意欲と能力のある担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行、また、望ましい農業構造、土地利用の実現のために担い手・農地制度の改革、また、環境保全を重視した施策の一層の推進、農地や水等の資源の保全のための政策の確立、この三点につきまして本格的な検討を進めておるわけでありまして、現在、食料・農業・農村審議会の企画部会におきまして具体的な議論をいただいております。

今後、この問題、国民に開かれた透明性のある議論を進めまして、来年三月に新たな基本計画が策定でき、そして、あと中間論点、七月ごろまでにいろいろ中間のおまとめをいただければ、来年の概算要求等にも、あるいは制度改正にも反映していくことができればと。先ほども委員から御指摘がございましたが、スピード感を持って改革を進めてまいりたい、このように考えております。

○橋崎委員 今回の合意によって、やはり現場の

生産者からは不安の声が上がっているんですね。一例を挙げますと、例えば宮崎の養豚業者の方は、ついにダムに穴があいた感じと不安を述べられていますし、今後、中国、韓国からも同様の要求があるのではないかと危機感を持っておられる。

つまり、関係者にとつて、今、コスト削減というのはいまもう限界にきているんですね。ですから、関税引き下げで影響を受ける生産者に、経営と所得の安定策を考えなくてはならない状況も生まれると思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○小林政府参考人 今、大臣からお答えがございましたように、私も、今回の農政改革を進めるに当たりましては、F T A等の国際交渉のいかんにかかわらず、国内農業における構造改革の立ちおくれや農村の高齢化の進行等、こういった情勢を踏まえまして、農業の構造改革の加速化を図る、これが急務であるという認識でまず取り組んでおるところでございます。

そういった中で、今の御指摘にございました、いろいろな経営安定対策をどうするかという点でございますが、特に諸外国の直接支払い制度等も、こういったものを視野に入れながら、一つは、諸外国との生産性格差が大きい、例えば畑作でありますとか水田作、こういったものを対象とすることが一つのポイントでございます。また、個別品目ごとの価格支持的な政策、これから、担い手に対する品目横断的な政策へ移行することもポイントといたしまして、これは施策を担い手へ集中するということを基本といたしまして、先ほど申しましたような競争力の強化に向けた農政の展開を見定めていく、こういった考え方のもとで検討を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○橋崎委員 今、内外コスト差に相当する部分を国が負担する直接支払い制度、これは視野に入っているかと答弁されました。

しかし、この制度も工夫をしないと、またばら

まきかと言われることにもなりかねませんし、W T Oもこの制度は否定的ですので、やはり、私も民主党が訴えてきた所得補償政策への転換、これを考えるべきときに来ているのではないかと思っていますけれども、大臣、いかがですか。

○亀井国務大臣 現下の農政をめぐる状況を考えますと、国内的には、構造改革の強力な推進と需要にに応じた生産の徹底、このことが喫緊の課題となっておるわけでもございます。また、対外的には、国際規律の強化に伴う対応、この政策体系の構築が求められております。

そういう中で、現在取り組んでおります食料・農業・農村基本計画の見直しの中で、諸外国の直接支払いの制度も視野に入れつつ、個別品目ごとの価格支持的な政策から担い手に対する品目横断的な政策へ移行することを含めまして、施策を担い手に集中することを基本として検討しておるわけでもございます。

そういう中で、やはり、農家に対する一律的な所得の補償、これは農家のいわゆる経営努力を阻害しかねないわけでありまして、また、現状の農業構造を固定してしまう、そのようなことになるわけでありまして、その改革に支障を来すおそれがある、このように考えております。

具体的な政策展開の時期については、拙速を避けて、極力早期に政策転換が図られるよう、先ほど申し上げておりますとおり、スピード感を保持して取り組んでまいりたい、このように考えております。

○橋崎委員 所得補償政策への転換についてはまた別の機会にゆつくりやりたいと思います。

もう一つ、輸入の多元化といいますが、特に輸入依存度の高いアメリカからアジア諸国へ軸足を変えていくというようなことも必要ではないですか。いかがですか。

○須賀田政府参考人 国土条件に制約がございますが我が国では、やはり、食料の安定供給を考えます場合に、国内生産に備蓄と輸入を組み合わせていく、こういうことを平素続けざるを得ないとい

うことでございます。

その際に、やはり先生おっしゃるように、短期的な不測の事態といえますか、不作でございますとか、最近におきましては家畜疾病の発生、こういうことがございました。そういうリスク分散のために、輸入先国を多角化、多角化していく努力というのが大切なことだというふうに認識をしております。

ただ、実際に輸入を行いますのは商社等の民間の経済活動でございます。私どもとしては、輸入先を多角化するという意味で、そういう農産物ごとの世界におきます需給動向の情報提供でございますとか、あるいは実際に輸出をしている国々の国内の状況でございますとか、こういう情報を提供することによりまして、できる限りの多角化に努めていただきたいというふうに考えております。

その際、アジア諸国というお話がございました。気候、土壌条件等がございまして、例えば小麦なんかはアジアではできないというようなこともございますけれども、そのところは、コストのみならず、品質、ロット、契約の安定、継続性、こういうものもろのものを勘案しながら、できる限りのリスク分散努力をしていくというふうに期待をしております。

○橋崎委員 久しぶりに須賀田局長の答弁スタイルを見ましたけれども、いずれにしましても、自動車や鉄鋼のかわりに農家が犠牲にされたのではないかと思っている人もいますから、当面の対応というものはしっかりやっていただきたい、このことを申し述べておきます。

きょうは、外務省それから経済産業省にもおいでいただいておりますけれども、ありがとうございました。

今回のF T A交渉ですけれども、その交渉のあり方に課題が残ったのではないのでしょうか。つまり、農林水産省それから経済産業省、外務省の縦割り方式の弊害といえますか、この点について感じられたことがあつたら答弁をお願いします。こ

交渉の前段階で行われました日韓のFTA共同研究会におきまして、韓国側からは、全体として、日韓のFTAを進めた場合に、対日貿易赤字を悪化させるのではないかという強い懸念を持ちながらも、農産品については、韓国にとって日本が最大の輸出市場ととらえているという面も指摘されております。他方、韓国側の農産品の関税水準が日本よりもかなり高いということで、必ずしも韓国側が有利とは言い切れないというようなことが、この報告書の中で述べられているような状況になっています。

ましては、日韓両国とも、経営規模が小さくて食料自給率が低いというようなことでかなり類似性がございますし、ともに難しい問題を抱えている、センシティブな問題を抱えているということ、日韓のFTA交渉に当たりましては、両国の相互の立場を理解して、それぞれの農業あるいは農林水産業が共存共栄できるというような内容になるように、お互い努力をしていきたいというふうに思っております。

○橋崎委員 韓国のみならず、タイ、それからフィリピン、これまでも厳しい交渉が予想されますけれども、あくまでも国益を念頭に置いて頑張っていたきたいと思います。

経済産業省の方はここで結構でございます。ありがとうございます。

次に、WTO問題に入ります。

去年九月のカンクン会議では、デルベス議長案、これが合意に至らず決裂をしたわけです。一方では、そのWTOを補完するはずのFTAへの流れが強まっている、これが今日の状況であろうと思います。しかし、私は、各国が共存できる、そういう多元的なルールをWTOにおいて構築することが重要だと思っております。

九四年に合意したウルグアイ・ラウンド、これはその後、途上国からの批判が高まったことによって、二〇〇一年のドーハ会議における新ラウンドからは途上国への配慮が共通の認識となったわけですね。その新ラウンドが、なぜ今もってまとまらないのか。カンクンの会議でも、せめてモダリティーだけは合意させたかったのではないかなと思うんですね。

外務省は、その原因をどのようにとらえてあるのか、お聞かせください。

○三輪政府参考人 我が国のようにグローバルに経済活動に従事している国家にとって、WTOないしWTOの前進というのが大変重要であるというのには御指摘のとおりでございます。

残念ながら、昨年九月、カンクンで開催されました閣僚会議においては所期の成果を上げることが

できませんでしたけれども、その点については、外務省は以下のように考えております。

まず、今次、ドーハ開発アジェンダ交渉におきましては、多くの分野、具体的には農業、非農業品市場アクセス、サービス、環境等を含む幅広い交渉が行われており、また、投資、競争といったシンガポール・イシューと呼ばれる新しい分野がつけ加わり、また、途上国からすると、開発問題についても議論が行われるという状況でございます。そして、このような多岐の分野にわたる交渉の中で、全体のバランスをどういうふうにとっていくかということについて意見の収れんを見なかったというのが交渉を困難にしております原因でございます。

とりわけ、その中でも、御指摘のとおり、今次交渉が途上国の開発に焦点を当てたものであるにもかかわらず、先進国側が十分途上国に配慮した姿勢をとっていないということで、途上国が批判的な姿勢をとっております。我が国としましては、交渉の成功裏の妥結に向けて、このような途上国の懸念にも配慮して、バランスのとれた受け入れ可能なパッケージを実現できるように尽力していきたいと考えております。

○橋崎委員 今言われましたように、先進国、特にアメリカ、EUと途上国との対立の深さがその大きな一つの原因だと私も思いますけれども、言いかえれば、農産物輸出のための補助金がない我が国にとって、アメリカ、EUにその補助金の削減を迫る、つまり途上国を味方に引き入れるチャンスではなかったかと思うんです。その辺についてはいかがですか。

○村上政府参考人 カンクンの閣僚会議では、やはり途上国と先進国の対立が非常に深かったというふうにも思いますし、農業分野においても先進国と途上国の間で幅広い立場の違いがあったというふうにも思います。

農業分野の途上国の立場といたしまして、ブラジル、インドなどを中心としてG20というグループが形成されましたけれども、こういう国の主張

といたしましては、先進国に対しては非常に厳しい規律を課するという一方で、途上国に対しては、その例外を設けるとか、あるいは非常に緩やかな規律を認めるという考え方でございます。

そういう意味で、委員御指摘のように、輸出補助金それから国内の補助金について、先進国のこういう措置について途上国からの批判が非常に強く、それから、大幅な削減あるいは撤廃という要求があったのは事実でございますが、今申し上げましたように、これらの国の主張といたしまして、我が国にとつて関心の深い市場アクセス、それから、国内支持の分野におきましては、例えば、先進国に対しては例外のない上限関税を導入する、先進国のすべての品目について関税割り当てを義務化する、あるいは国内支持につきましては、黄色の政策だけではなくて、青や緑の政策についても大幅な規律強化を主張するというようなことで、我が国にとつては議長案よりさらに非常に厳しい内容のものでありまして、なかなか連携をすることが難しかったということが実情でございます。

農業交渉では、このように、各国、各グループがさまざまな利害のもとに主張を行っております。我が国としても有利な結果が得られるように、我が国と共通の関心を有しております。G10、いわゆる十カ国との連携を中心にして、委員御指摘の途上国への働きかけも十分行いながら交渉していきたいというふうに思っております。

○橋崎委員 一方、私は、高関税を維持している品目の関税が引き下げられるのを恐れる我が国の消極的な姿勢が、今、先進国、途上国双方に不信感を与えているのではないかと心配をしております。これは答弁は要りません。

これまで、日本の農業の自由化というのは外圧に押される形でできなかった。FTAのところでも述べましたように、やはり経営所得安定対策をしっかりとやって、先ほど大臣が言われましたように、守りから攻め、やはり先手をとって外に打って出るときを迎えつつあるのではないかな、

そういう感じが今私はいたします。

それから、新たな状況も生まれてきましたね。つまり、WTO一般理事会議長に我が国の大島正太郎さんが就任をされた。これは常設の意思決定機関ですから、新ラウンドにも責任を持たなくてはならない立場に大島さんはあるわけです。そしてまた、アメリカのゼリーック通商部代表も枠組みづくりの協議に入ることを提案されています。その大島議長のもとで、各国が従来の交渉方針を見直す、そしてまた譲歩の姿勢を見せなければいけないと思えますし、日本も当然そうあるべきだと思えますけれども、これは外務省はいかがですか。

○三輪政府参考人 委員御指摘のとおり、ジュネーブの大島大使が、この一年間、一般理の議長を務めるということになっております。

先週、ジュネーブにおいて農業交渉が行われましたけれども、その中で、本年七月末までに枠組み合意形成を目指すということでメンバーの意見が一致しております。ジュネーブにおきましては、現在、ラウンド交渉の再活性化の機運というのが出てきている状況でございます。

このような状況のもとで、我が国としては、御指摘のとおり、柔軟に対応できるところについては柔軟にということで、各国の意見の収れんに貢献して、交渉の中で我が国の利益が十分確保されるように最大限の努力を払いたいと思っております。

○橋崎委員 次に、ここは農林水産委員会ですから、林産物それから水産関係について、カンクンではどのような議論がなされて、我が国は今後どのような方針でどう対応していくのか、まず林産関係から答弁をお願いします。

○前田政府参考人 林産物につきましては、非農産品の市場アクセス交渉、こちらにおいて扱われているわけでありまして、カンクンの閣僚会議におきましては、林産物などのいわゆる個別の分野につきましての議論は行われず、非農産品全体の関税削減方式、それから分野別の関税撤廃・調和

等の論点につきまして先進国と途上国との間の対立が解けないまま、これらの主要な対立点についての解決が実質的には先送りされたところとございます。

現在、交渉の再立ち上げに向けて議論が行われているわけですが、一つは、我が国といたしましては、まず分野別の関税撤廃につきまして林産物が対象分野に含まれることがないよう、また関税削減方式につきましては、我が国の森林・林業あるいは木材産業を取り巻く事情に配慮できるよう、引き続き最大限の努力を続けていきたいというふうに考えている次第でございます。

○田原政府参考人 お答えいたします。

水産物関係も、たたいま林野庁長官がお答えいたしましたけれども、WTOにおきましては、いわゆる非農産品グループということでございまして、林産物、水産物、鉱工業製品と同じグループで議論されております。

したがって、先ほど林野庁長官もお答えしましたけれども、分野別関税撤廃問題でございまして、先進国と途上国の主張が対立して、こういう問題についての合意がなされていない、問題が先送りされている、こういう格好になっております。

問題は、今後の対応ということでございますけれども、私も、有限天然資源であります水産物の利用、これにつきましては、韓国でございまして台湾、割かし日本の立場に近い主張をしている国々ですとか地域がございまして、こういう国と連携しながら、引き続き、有限天然資源の持続的な利用の観点ということで、分野別関税削減方式には入れないということ、あるいは関税削減方式につきましても、我が国の水産物の事情、こういったものに配慮したような形になるように、こういったことで努力してまいりたい、かように考えております。

○植崎委員 いずれにしても、ウルグアイ・

ラウンドでも、四年の予定が七年半ですか、七年以上かかったわけですから、来年一月一日の妥結というのとは不可能かもしれませんけれども、その期限にこだわらなくてもいいと私は思います。道筋さえつけば妥協につながる、このように私は思っていますが、最後に大臣の見解をお伺いします。

○亀井国務大臣 今次のWTO交渉につきましては、二〇〇五年一月一日、これが期限とされておるわけですが、先週もジュネーブで会議が行われて、いわゆる農業交渉の再開がなされたわけでありまして、七月までに枠組み合意、こういうことを目指すことになっております。

その後、私も、カンクンの閣僚会議、あるいはまた昨年十二月にはFAOの総会に参りまして、そこでも、あるいはまたそのときにも、途上国含めて七カ国の閣僚とも会談を行いまして、我が国の主張を、また、去る二月、ゼーリック通商代表が日本にお越しになりました、日本の上限関税の問題、このことも強く申し上げ、我が国の考え方をいろいろなところで強く主張しておるわけでありまして、何となく我が国の主張が反映される結果となるよう、さらに努力をしてまいりたい、このように考えております。

○植崎委員 WTOとFTAを同時に追求することに矛盾はない、このことを申し述べて終わります。

○高木委員長 次に、金田誠一君。

○金田(誠)委員 民主党の金田誠一でございます。

私は、以前は北海道の比例区の選出でございまして、昨年の総選挙で、北海道八区から、前任は鉢呂吉雄さんでございましたけれども、その後継という形で当選をさせていただきました。

北海道八区は、函館を中心とする道南と呼ばれる地域でございまして、全体が農林漁業で成り立っております。また、前任の鉢呂吉雄さんは、この農林水産委員会のベテラン議員でもあったわけでございます。そうした関係で、国会から農

林水産委員会に所属をさせていただきました。大分以前に短い期間所属していたことはございまして、けれども、その後、大半は厚生労働委員会に籍を置いてまいりましたので、目下勉強中ではございまして、まだまだ十分に理解できていない、こう思うわけでございます。大臣、副大臣を初め皆様方の御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日は、WTO、FTAに代表されるグローバルゼーションの問題点、これを中心に質問をさせていただきます。

道南の農林漁業の地域を歩きますと、状況は極めて深刻でございます。どういふ状況かといえは、とにかく悪くなる一方で、よくなる兆しは何もない。農林漁業は成り立たなくなっている。したがって、農林漁業を基幹産業とするこの地域経済全体が成り立たなくなっているというところでございまして。

そして、このことは何も私の地元に限ったことではないと思うわけでございます。北海道はもとより、日本全国に程度の差はあるとしても共通した問題ではないか、私はこのように現状をとらえているわけでございますが、大臣は、この点、どう認識されておりますでしょうか。

○亀井国務大臣 我が国の農林漁業、これは、関連産業、関連流通、製造あるいは飲食店等を包括いたしました食品産業全体を考えますと、国内総生産の約一〇％、一割を占めておるわけであります。特に北海道、東北、九州、また沖縄におきましては、他の地域と比較をいたしまして、これらの産業が重要な地位を占めておるわけであります。

厳しい経済状況、またデフレ下における食料品価格の低迷や、あるいはまた企業間競争の激化、こういう中で、農業者あるいは食品産業の双方が安定した経営を持続していくことが、地域の活性化、活力の維持や、豊かで安定した国民生活を実現するために重要なことであります。

こうした点を踏まえまして、私、就任してちよ

うど一年になるわけですが、農林水産分野におきます構造改革に取り組んでおりまして、食の安全、安心の確保に関する施策の強化や、米政策の抜本改革、緑の雇用等の担い手の確保や育成、あるいは水産資源の管理の推進や流通の効率化など、いわゆる農林水産行政を今展開しておるわけであります。

御指摘のとおり、非常に厳しい第一次産業、そういう中で、国民の皆さん方に期待される、期待にこたえられる農林水産業の実現に向けての改革を一層加速化することが必要、このように考えておりました、いろいろな施策を進めて、何とか、厳しい状況下であります、その対応をしっかりとやってまいりたい、このように考えております。

○金田(誠)委員 農林水産委員会に所属をいたしましたから、私も民主党の勉強会で、我が国農林漁業政策について何度か農水省のお役人のレクチャーを受けてまいりました。それを聞きますと、現場の危機感と霞が関の認識にはかなりの落差があるという思いでございます。

この間のレクチャーを私なりに整理をいたしました、一つは、日本政府としては、基本的にWTOとFTAを推進するということ。二つ目として、これと並行して、農業については一部の担い手農家に支援を集中する。私は、これは、結果としてトータルの生産は減少するのではないかと、林業基本法を抜本的に見直しをしたということとは伺いましたけれども、現場におきまして、とりわけ変わったとも思えない、こんな感じでございます。四つ目、水産業でございまして、これもずっと現状維持で、とりわけ変化がない感じでございます。WTOとFTAを推進する、一方で国内政策にはほとんど変化がないということになれば、農林漁業は当然衰退をする、当たり前のことだと思えます。

そこで、大臣に伺いたいわけでございますけれども、ここまで衰退をしたら、WTO、FTAを

ただ単に推進すればいいというものではないのではないかと、こういう従来の方針を見直すとともに、国内の農林漁業を持続可能なものに大胆に転換をする、もうそれ以外にないところまで来てしまったのではないかと、私はそんな思いをしているわけですが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○亀井国務大臣 大変厳しい状況、そういう中で、先ほど来申し上げておりますとおり、食料・農業・農村基本計画の見直しを審議会に諮問いたしまして、そして農業の構造改革を進める、このことを今基本としていろいろなことを進めておるわけでありまして。

やはり、そういう構造改革を進めて、そして担い手、また本当にやる気と意欲のある農業者を支援して、そして国際的規律、こういうこと、FTAやWTOの問題もあるわけでありまして、そういう状況のいかんにかかわらず、我が国の農業をしっかりとさせるという努力をしなければならぬわけでありまして、私、就任以来、その農政改革を進める努力をいたしておるわけでありまして。

また、林業につきましても、森林法の改正等々、地球温暖化防止森林吸収源十力年対策、そして森林の整備また国土の保全、こういう視点に立ちまして、緑の雇用であるとか、あるいは担い手を育成して、健全な森林の整備、保全、この努力をしておるわけでありまして、この地球温暖化防止森林吸収源十力年対策、これもステップ・バイ・ステップと見直しをし、いろいろの施策をさらに進めてその林業の問題に対応をしなければならぬ、こう思っておりますし、また、水産資源の管理の徹底、これはやはり科学的な知見に基づきまして、この水産資源の管理の徹底、あるいはまたつくり育てる漁業の推進、こういうようなことに努めることによりまして、いろいろの改革を積極的に進めることによりまして、農林水産業の持続的発展に努めてまいりたい、このように考えております。

○金田(誠)委員 御答弁をお聞きいたしますと、

大臣、この間、大変な御努力をされているという思いは本当に伝わってまいります。本当に頑張っている、現場、現場を歩いてみますと、本当に深刻です。冒頭申し上げましたとおり、悪くなる一方だと。農林漁業全部そうです。よくなる気配がないというのが実態だと思っております。

重ねてお聞きをしたいわけでございますけれども、我が国の食料自給率は四〇％を割り込む状況だと。これはもうさらに低下していくと思っております。かつて一〇〇％を超えていた水産物の自給率も五三％、木材の自給率は一八％にまで低下している。我が国としては、これ以上は自給率を低下させることはできないという水準をもう既に下回っているという状況だと思っております。にもかかわらず、大臣は本当に御努力されているということとはよくわかるんですが、その政策は、現実の問題として自給率の低下に歯どめをかけるものになっていない。それどころか、WTO、FTAということとあわせて考えれば、いよいよこれを低下させる、そういう政策になっているのではないかと、思えてならないわけですが。

いま一度、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○亀井国務大臣 大変厳しいいろいろな課題に直面をしておるわけでありまして、特に、今御指摘の食料自給率の問題、カロリーベースで四〇％まで、こういうところに来ておるわけでありまして、これは、食の外部化であるとか洋風化、あるいはまた、その中でも、米の消費が減少する一方、畜産物、油脂類の消費が増大する、食生活の大きな変化が要因、こう申し上げることもできるわけでありまして。

これは、食料自給率の問題、国内生産のみならず、やはり国民の食料消費のあり方にいろいろ左右されるわけでありまして、この面、この食料・農業・農村基本計画の中でも、消費及び生産両面にわたっての課題を解決しなければならぬ。それは、消費者、生産者あるいは食品産業の事業者

等々、関係者が一体になって取り組まなければならないところがございます。また、木材の関係、あるいはまた水産物の関係につきましても、その自給率というのは大変厳しい状況にあるわけでありまして。

しかし、いろいろの施策を、これは何とか国民の皆さんの御協力をちょうだいして、少々厳しい状況下、なかなか目に見えないところもありますけれども、しかし、これは何としてもその計画を実行する努力を何倍か積み重ねていかなければならない課題、このように認識をし、この時代に合う、特に今日、自給率の問題で、BSEや鳥の問題で国民がまた大変関心をお持ちいただく、このような状況、こういうものは、やはり少しでもそれをうまく活用すると申しますか、国民の理解をさらに深める中で、農林水にわたります振興また改革、これらを進めて、自給率の向上の問題等々にさらなる努力をする必要がある、このように認識をいたしております。

○金田(誠)委員 レクチャーを受ける中でも、この自給率の低下ということの説明をする根拠として、食生活の変化ということを再三お聞きいたしました。しかし、本当にそうなんだろうかという実し思いがいたします。後で少し触れさせていただきますが、また機会を改めて、この食生活の変化というものがどういう意味なのかということも取り上げさせていただきたいと思っております。

次に、ちよつと角度を変えまして、視点を変えまして質問をさせていただきます。

WTO、FTAを推進するということは、グローバルイゼーションを推進するということでございまして。今の日本政府の立場からすれば、これは世界の流れということになるのかもしれない。しかし、私は、そのことが国内の農林漁業を衰退させてきた、加えて、これのみにとどまらず、この行き過ぎたグローバルイゼーションがこのほかにもさまざまな問題を引き起こしているというふうに思っております。

その第一は、自由貿易は貧富の差や南北間格差

をより拡大させるということでございます。強い者が自由貿易を利用してさらにその勢力を拡大し、途上国などの経済はその支配下に置かれることとなります。食料やエネルギーのみならず、医療、教育、環境などまで、人間の生活に必要なサービスまで商品化が進み、これを多国籍企業が支配をする、こうした状況が一方ではテロを生む土壌にもなっているというふうに思います。さらに、先進諸国の内部においても、我が国における農村部と都市部のように、内なる南北問題というものが発生をしている、こう思うわけでございます。こうした問題が途上国やNGOから厳しく指摘をされたのがシアトルであり、カンクンであったのではないかと。

日本政府としては、WTOやFTAをただ単に推進するというのではなくて、この重大なマイナスイメージについても十分に認識をして、これを是正する方向で政策を転換するということが求められているのではないのでしょうか。そういう観点からは、大臣、いかがでしょうか。

○亀井国務大臣 国際化が急速に進展する状況、我が国もこれに対応する、こういうことは必要なのでありまして、多国間貿易体制、これを発展させていくということは重要、このように考えております。しかしながら、何といたしても農業が国民の生命を支える食料を生産する、また、国土のあるいはまた環境の保全、こういう面でも多面的な機能を発揮しておるわけでありまして、我が国は、WTO等国際交渉に当たりまして、多様な農業の共存、この基本理念を持って臨んでおるわけでありまして。

WTO農業交渉におきまして、今回の交渉の根拠となつておりますWTO農業協定やドーハの開発宣言、ここにおきまして、非貿易的関心事項、このことに配慮すべきことが明記されておるわけでありまして、我が国としても、食料の安全保障、農業の多面的な機能、こういう非貿易的関心事項に十分配慮して、柔軟で継続性のあるバランスのとれたルールの確立がされるよう、今いろいろ

分野で主張しておるわけであります。

また、F T Aの交渉につきましても、W T Oを補完するもの、二国間の、あるいはまた地域で交渉を進めているわけがありますが、W T Oと同じように、多様な農業の共存、この基本的な考え方とあわせて、国内農業の構造改革に悪影響を及ぼすことのないようなことを留意しつつ進めておるわけであります。

こういう観点で、国際交渉におきましては、守るべきものは守る、そして、国内におきましては、スピード感を持って農政改革、また国境措置に過度に依存することのない足腰の強い農業を確立していくことが重要、このような認識を持ちまして、またこのことが重要、このように思い、いろいろのことを、国際問題、W T O、F T Aの面におきましても機会あることに主張し、我が国の立場を実現するための努力をいたしておるところでもございます。

○金田(副)委員 基本的な考え方は共通するのかなという思いで聞かせていただきました。

しかし、結果として、そういう思いで交渉に臨んだとしても、でき上がったシステムの中で貧富の差が拡大をして、南北間格差が拡大をしている。決して公正とは言えない状況がつくり上げられている。そうした中で、途上国の農民などは極めて深刻な事態に置かれている。これもまた事実だと思わなければならない。後ほどまた、具体的にそれではどういう対策があるかということについて提案をさせていただきたい、こう思います。

次に、グローバル化の第二の問題点ということで挙げさせていただきたいのは、今日の病気の蔓延ということについてでございます。

B S Eを初め口蹄疫、あるいは鳥インフルエンザ等々、これらが蔓延するのは、グローバル化の行き過ぎによる経済性のみ追求と価格競争の大変な激化という共通の背景があるように私は思えてなりません。

こうした中で、牛にしても鶏にしても、生き物としての本来の飼われ方をされていない。肉骨粉

を食べさせられたり、そんな状態です。不自然なえさを与えられ、抗生物質やホルモン剤が多用されております。穀物、野菜、果実、これも同様に化学肥料と農薬漬けで栽培され、そういう形で流通をしているわけであります。ここに来て、これに加えて遺伝子組み換え、もう世も末という感じでございまして。ここまで自然の摂理に逆らえば、自然からしつべ返しを受けて当然ではないでしょうか。

そこで、大臣に質問をさせていただきますが、経済性ということは非常に重要な要素だとは思いますが、非常に重要です。しかし、それは生命や健康を犠牲にしてまでそれに優先するものではない、これは当たり前なことだと思わなければならない。今日の病気の蔓延を契機にして、畜産はもとより、農業も漁業も、自然の摂理を重視する方向に転換するとともに、そのためには、イコール自給率を向上させるということが求められていると思うわけですが、このさまたげな点、この知れない病気の蔓延という観点から、大臣、いかがでございますか。

○亀井国務大臣 今委員御指摘の問題、その一つは、やはり農林水産業、これは先ほどもお話がありました。鶏も本場に太陽を見ないで卵を産んでいる、あるいは養豚業も、本場に太陽をシャットアウトされたあの室内で養豚業が行われている、こういうふうなことで、まさに、工業などほかの産業と異なり、委員からお話しのとおり、本来、これは自然に順応する形で自然に働きかけ、あるいはまた循環を促進する、そういう中でまたその恵みを受用するという生産活動、これが基本である、このように思います。そういう面で、農林水産業の持続的な発展を図るために、その有する自然循環機能を生かしていくことがまず重要なこと、こういう認識を持っております。

そういう面で、食の安全、安心、良好な生活環境を求める国民の農林水産業への期待というものは大変大きなものがあるわけでありまして、この安全、安心の農林水産物の生産、このために、良

好な生産環境、これが必要なのでありまして、環境保全と、そして食の安全、安心とは相互に関係する、このように思っております。

そういう中で、昨年十二月、環境保全、こういうことを重視する農林水産業への移行を目指す農林水産環境政策の基本方針、これを取りまとめたところでありまして、今後、国民各界各層の意見を反映した政策づくりを進めまして、農林水産環境政策を着実に実施してまいりたい、このように考えております。

○金田(副)委員 これまた、物の考え方としては本場に共通をするなという思いで聞かせていただきました。

大臣、我々世代になりますと、子供のころは、その辺で鶏がえさをついばんでいて、その辺に卵を産んでという、本場に自然の中で育ったわけですから、どうもおかしい、今のやり方という頭がやはりあるんだと思うんです。しかし、一方で、グローバル化のせいでどんどんコストを下げなきゃならない、そんな悠長なことがもう成り立っていないという構造になっている。物は考えるけれども、それを現実させるための仕組み、構造、これを整えなければならぬ。

先ほどの質問で、大臣の構造改革というのは、どうも効率化、経済性、それを念頭に入れて構造改革という話なのかなと思ひながら実は聞いておりました。御答弁でわかりました。基本方針も取りまとめたというところでございます。それから、それらも勉強させていただいて、きょうのところは総論の話になりますけれども、今後また機会を見て具体的な各論の話もさせていただきたいな、こう思っているところでございます。

そういう立場で質問を続けていただきますが、自然の摂理にかなった農業、漁業に転換するには、私は、行き過ぎのグローバル化を是正する必要があると思っております。このことを称して、N G Oなどの文書を読みますと、グ

ローバリゼーションに対するローカリゼーション、ローカルですね、そういう言葉も出てまいります。考えてみれば、我が国においても、古来、身土不二とか地産地消という言葉があった。これが旧来の我が国の物の考え方でもあったんだなというのを今しみじみ考えているところでございまして。

そこで、同じような質問になって恐縮ですが、二点質問させていただきます。

ここに至っては、いま一度そうした方向性が求められているということで、そのためには、自由貿易と市場原理のみにゆだねるのではなくて、政治による適切なコントロール、これが必要だ、こう思うわけでございますが、私、この昨年の基本方針というのを残念ながら目を通しておりませんので、申しわけございませんが、政治による適切なコントロールの観点から、具体的に多少聞かせていただければありがたい、これが一つ。

もう一つは、仄聞いたしますと、食育基本法というものが今与党によつて策定されようとしているということでございます。まだ私、その中身を見ていないんですけれども、最低でも自然の摂理との適合、あるいは身土不二、あるいは地産地消というふうな観点がこの食育の基本には必要と考えるわけですが、この二点、簡単に御答弁いただければというふうに思います。

○亀井国務大臣 一つは、食の安全、安心、こういう面での、昨年六月に食の安全、安心のための政策大綱を策定して、生産者と消費者、この対話を通じて、いわゆる地元消費者のニーズを把握するための交流活動であるとか、地場農産物のサポーターの組織化、あるいは消費者による地場農産物の普及、こういう面で、地産地消、この活動を推進し、いろいろ、グローバル化、そういう中で、やはり地産地消を積極的に推進してまいりたい、このようにも考えておるところでございます。

また、御指摘の食育基本法の問題でござい

けれども、これは議員提案によりまして国会に提出をされた、このことは承知をいたしておられます。その中に、今委員御指摘の自然の摂理との適合、また身土不二、あるいは地産地消、こういう言葉は用いられておらないようでありますが、その考え方は盛り込んであるのではなからうか、このように私も承知をいたしておられます。

いづれにいたしましても、食は人の命をはぐくみ、また国民の心身の健康を支えていく上で基本であるわけでありまして、食生活を通じての食文化の形成、あるいは文化面でも極めて重要な役割を果たすわけでありまして、農林水産省といたしましても、この身土不二や地産地消等の観点を踏まえまして、引き続き食育の推進に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○金田誠委員 ありがとうございます。いづれまた、今度は具体的問題で聞かせていただきたい、こう思うところでございます。

次に、グローバル化の三つの問題点として、指摘だけさせていたいただきたいと思えます。それは、地球環境に及ぼす影響ということでございます。

グローバル化による農林漁業の構造変化、これが地球温暖化あるいは砂漠化などにつながっていると思うわけでございます。WTOあるいはFTAの交渉に当たっては、こうした観点も十分に踏まえていただきたい。この点は強く要請しておきたいと思えます。答弁は今回は要りません。

さて、以上のような問題点をあらわしているWTO、この交渉が、農業委員会特別会合というのでしょうか、先日ジュネーブで開催をされたものと伺っております。また、FTAについては、メキシコとの交渉が大筋合意に達し、引き続き韓国、ASEAN諸国との交渉が本格化するというところでございます。以下、WTO、FTAについて具体的な質問をさせていただきます。以下、WTO、FTAについて具体的な質問をさせていただきます。

一昨日、WTO特別会合の結果概要というものを担当の方からちようだいいたしました。我が国

を含むG10というのでしょうか、グループ10というのでしょうか、この発言として、アからエまで四項目記載をされておりました。昨年九月のデルベス議長案をベースにして、これは微調整を求める内容のように思われました。しかし、これまでに申し上げてきた私の立場からすれば、この程度の微調整を求めるという態様では到底納得できるものではございません。WTO交渉に臨む我が国の方針としては、WTO交渉そのものに對する根本的な改革、これを盛り込んで、次のような立場を明確にすべきであるというふうに考えます。また、このことは多くのNGOが主張しているところでもあります。

それは四点でございます。まず一点は、WTO交渉のプロセスを民主的なものに改める。グリーンルーム会合や非公式閣僚会議に象徴される閉鎖的な決定プロセスを改めるということでもあります。二点目は、途上国における農地改革の実現に向けて協力を、多国籍企業や大地主の支配から農民を解放する政策を我が国が提案することです。

三点目は、グローバル化ではなくローカルイズムを重視し、各国や地域社会の伝統的な農業、食料、食生活、これを尊重するシステムを支援する。そして四点目は、企業による大規模な工業的農業ではなく、分権的農業こそが効率的で生産的であることを明確にして対応する。以上四点でございます。

WTO交渉に臨むに当たっては、我が国はこうした点を基本方針として、途上国を含め幅広く各国に働きかける必要があると思えます。今後のWTO交渉において日本政府提案が世界の人々に受け入れられるためには、各国代表との外交的駆け引きに終始することなく、この四項目のような人々の暮らしに根差した、農業によって生きるためのシステムを提案する必要があります。また、こうした提案が説得力を持つためには、一方で我が国内の農業生産のシステムを持続可能なものに大胆に転換をしていく、この必要があると思えます。こうした考え方について、いかがでございますか。

○亀井国務大臣 今委員から四項目の御指摘がございました。このWTO交渉は、これは政府間の交渉でありまして、その性格から申し上げて、すべてオープンにするということは困難なことではなからうかと思えます。各種の説明会や、あるいはホームページ等を通じて、積極的に国民に對しましての情報提供、あるいはまた意見の交換、このことにはいろいろ私も努力をしておるわけでありまして、本省あるいはまた地方農政局におきまして、WTO並びにFTAの説明会、もう相当回を重ねて各地域で行つております。

また、今次ラウンドで、途上国の発展への配慮、これは重要な課題、この認識をしております。このため、我が国といたしましては、途上国に對する特別な配慮を行う、さらに、途上国に對する積極的に参加することができるよう、人材育成だとか研修、これらにも努めております。さらに、各国の農業や食生活は多種多様であるわけでありまして、これらが共存できるような貿易ルールを確立することが、我が国が交渉に臨む上でも最も基本的な考え方である、このようにも思えます。我が国といたしまして、このようにも考え方に沿つてこれまで具体的な交渉提案を行つてきたところでありますが、本年七月の枠組み合意に向けまして、関心を共有するG10とも連携を図りながら、引き続き我が国の主張が反映できるように、このために全力で取り組んでまいりたい、こう思っております。

また、WTOなどの国際規律の強化等の中で、我が国の農業を健全な形で維持発展させるためには、農政改革を進めていくこととしておるわけでありまして、現在、来年三月の新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて検討を進めているところであります。

○金田(誠)委員 現在までのWTO交渉は、自由化、効率化、経済性というものを中心にして動いてきた。そこには先進諸国の力の優位、あるいは

多国籍企業の優位性というものを中心にして動いてきたと思うわけであります。

一方で、それに対する途上国側からの反発があった。結果、どうなってきたかというと、それこそ、繰り返すようですが、貧富の差の拡大、南北間格差の拡大。途上国においては、農産物の輸出は仮に伸びたとしても、それを支配しているのは大地主であつたり、あるいは多国籍企業であつたりと、そこに住んでいる現地の国民、農民の利益にはつながらないという結果を招いてきたのではないのか。そういうのがんだWTO交渉のあり方が、先進国である我が国においても、都市と農村の落差、そして冒頭に申し上げた農林漁業が成り立たないという状況として投影されているという構造ではなかったのかというふうに思うわけでございます。

その中で、私どもの国としても、かつて農地改革を経験してきた、そして大臣おっしゃるように、地産地消、身土不二という観点も十分に踏まえて、それをこのWTO交渉に生かす。経済性、効率性のみで動くのではなくて、もう一つ、公正という観点を、このWTO交渉の中に我が国が率先してリーダーシップを発揮すべきだ。申し上げたかったことはそういうことで、具体化する四項目ということをお願いしたところでありますが、この考え方について、大臣、一言で結構ですが、いかがでしょうか。

○亀井国務大臣 今お示しになった四項目、いろいろの点からの御指摘をちようだいいたしております。

しかし、百四十五カ国になりますか、この交渉、そして、閣僚会議に参りまして、それぞれ各国から発言があるわけでありまして、それらを、やはり何といつても考え方を共通する国々が連携をとり、その対応をしていかないと、なかなか実現性が厳しいところでもあるわけでありまして。

そういう面では、いろいろのお考え、これは承りましたが、全体としてこれを実現するというものは、それぞれの国、それぞれの発議があるわけ

ありますので非常に難しい問題に遭遇をするわけでありです。今御指摘になりましたような問題というのは、それぞれ個々の問題としては理解もできる点もあるわけですが、全体としてこれを実現するというのは、非常に厳しい課題に直面するのではなからうか、こう思います。

○金田(副委員) また引き続き議論させていただきます。

私の地元は、その昔、滋賀県人の皆様が多く入植されて、交易でも栄えた町で、滋賀県の各町と姉妹都市というものも結構多いわけなんです。その滋賀の商人のスローガンといいますか、信条といいますか、それをよく聞かされる機会があるんです。売り手よし、買い手よし、世間様よしと。WTOも商売ですよ、言わなければ。売り手よし、買い手よし、世間様よし、私はこの基本がやはり共通するものではないのかな。今の場合は、どうも強いところはいけれども弱いところはいくならない、世間様もこれはかなりよくならないという状況だと思えますから、ぜひひとつ、そういう観点を御検討いただければありがたいなということをお願いしたいと思います。

次に、WTO非農産物交渉分野のジラール議長が出した昨年五月の提案に、自動車部品など七分野の関税をゼロにしようという内容があつて、その中に水産物が盛り込まれていたということについて質問をいたします。

水産物は、言うまでもなく、有限の天然資源というところがございます。それが、完全自由化されたら、外貨稼ぎのために乱獲に走る国が出てくる。とりわけ途上国においては、漁業は有力な輸出産業であり、資源の保護よりも開発が優先される傾向が強い。その結果、資源は枯渇し、さらにまた、我が国漁業が甚大な影響を受けることは必至だということでございます。

我が国は、世界の水産物貿易量の四分の一を受け入れる輸入大国であり、世界の漁業の存続と安定供給につながるルールづくりに向けて議論をリードする責務があると思います。このことにつ

いて、我が国政府としてどのように対応されるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○亀井国務大臣 WTOにおきまして、水産物が対象となっており非農産品市場アクセス交渉におきまして、前議長のジラール議長よりカンクン閣僚会議前に、水産物の関税撤廃や、平均関税率の低い我が国にとりまして不利な関税削減方式が提案をされ、我が国はこれに強く反対をした次第であります。

カンクン閣僚会議におきましては、いわゆるデールバス議長テキストが提示されました。そこで、分野別関税撤廃、関税削減方式等の主要な論点について、先進国、途上国の両陣営の主張が対立をし、問題が先送りとなった形となっております。

我が国としては、今後とも、台湾あるいは韓国等の立場の近い関係国、地域と連携をいたしまして、有限天然資源であります水産資源の持続的な利用の観点から、分野別関税撤廃につきましては、水産物が対象に含まれることのないよう、また関税削減方式につきましても、我が国の水産物の事情に配慮できるように、引き続き最大限の努力をしてみたい、このように考えております。

○金田(副委員) 水産物が工業製品と一括に扱われること自体がもう問題だと思つたわけでございまして、その枠組みの変更なども本当にできないものかと思つております。よろしくお願いをしたいと思います。

最後でございますが、FTAについて一点だけ質問させていただきます。

質問の前段では、グローバルゼーションの問題点を指摘したわけでございましてけれども、FTAもWTOと同様の問題を含んでいるわけでございまして。先日、大筋合意に達したメキシコとのFTAも、豚肉の関税制度などきめ細かな対応がなされているとは思いますが。本当に皆さん御苦労されたという思いだと思います。しかし、そうは思いますが、結果はやはり微調整なわけですね。大原則は大原則で貫かれていると思つたわけ

でございます。グローバルゼーションという本質は変わっていないということを強く指摘せざるを得ないと思つたわけでございます。

いづれにしても、シンガポール、メキシコとFTAが締結をされて、現在は韓国、タイ、マレーシア、フィリピンとの交渉が行われております。この先も、台湾やインドネシアとの間でも予定をされているわけでございます。アジア地域では、まさにFTAラッシュが起きようとしているという状況でございます。

そこで、問題は、WTOであれば、建前上は全参加国の総意で貿易ルールが決まる。そのため、その交渉過程はある程度は明らかにされる。結構密室もありますけれども、ある程度は明らかにされる。このことによつて、途上国がまとまつて抵抗したり、NGOなどが意見を反映することもある程度可能であつたと思つたわけでございます。ところが、FTAは、二国間の政府による交渉のため、その過程は非公開で内容はほとんど表に出てきません。

今後、日本の経済界からは、農林漁業を犠牲にしても交渉の妥結を求める声が強まることは当然予想される中で、FTAラッシュが起きようとしている、こういうことでございます。従来のような交渉の進め方では、たとえ大臣であつても責任が持てなくなるような、そんな状況になるのではないかと強く危惧をいたしているわけでございます。

我が国の対処方針をまず明確にした上で、交渉の過程を公開し、国民や国会の意思が反映される仕組みをつくる、このことが何としても必要だ。今までのシンガポール、メキシコはまあ前哨戦、これから本番でございますから、このシンガポール、メキシコの状況を見ても、結果が出るまで何も表に出てこないということであつては、本当に責任を持てないと思つたんです。ぜひひとつ、この交渉過程がオープンになつて、意見反映ができるという仕組みをつくつていただきたい。何としてこれはつくつていただきたいと思いますが、い

かがでしょう。

○亀井国務大臣 FTAの関係につきましては、今日の交渉に入る以前、それぞれ産学官におきます研究会をそれぞれの国という重ねてきております。

このFTAの交渉につきましては、最近の動向を踏まえまして、各国との交渉状況や我が国の基本的な考え方、こういうことにつきましては、消費者、経済界、あるいは農業者、マスコミ関係者等各界各層の方々に対して、説明会あるいは意見交換会を開催しております。これは、本年一月、二月に、農水省におきましては九回、あるいは地方農政局におきましては百四十三回の説明会や意見交換会等も行つてきております。三月には、WTOとあわせて、全国各ブロックで説明会や意見の交換会を行うというようなことにもいたしております。

今後とも、交渉の状況、こういうことにつきましては、適時的確に国民の皆さんにお伝えをし、国民的な議論、こういうことも大いにしたい、我が国の主張が実現すべく交渉に臨んでまいりたい、このように考えております。

○金田(副委員) WTOがシートル、カンクンとあつた状況、途上国なりNGOの声が相当強いものになつてきている。一昔前と変わつてきているわけですね。そういう中で、WTOを迂回してFTAというものが出てきているという状況もあるわけですね。

したがつて、これはもうただごとではないわけですよ。なかなか面倒なわけですよ。こういうFTAという仕組みを利用して、日本経団連は日本経団連なりのさまざまな対応をまた考えておられるわけですよ。これは甘くないというふうに思います。これを、きちんとした国民合意が、国民の意思が反映される、これは相手国の国民の意思も当然重要なわけでございます。そういう仕組みをつくるのがFTA交渉にこれから求められる。今までは前哨戦、これから本番。

今の大臣の、基本的には大臣もそう考えておら

れると思うんですけども、ぜひひとつ、根性を据えて、WTOではなかなかまとまらないからFTAになつていくという状況をきちんとやはり踏まえていただいて、根性を据えて、公開の仕組みをつくる中で適正な方向を見出していただきたい。さつきは、四項目、WTOについての我が国の対応として申し上げましたけれども、これは、WTOに限らずFTAについても、直接そのこと、FTAはまた別ですから、全く同じではないにしても、その観点からは共通するものだと思います。そういう観点を踏まえて、公開という原則を踏まえて対応していただきたいと強く御要請申し上げます。

きようは初めての質問で、総論部分に終了しまして、大臣ばかり答弁を求めまして、本当に申し上げてございまして。感謝を申し上げます。時間が参りましたので、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○高木委員長 次に、篠原孝君。

○篠原委員 民主党の篠原孝でございます。

私も農林水産委員会では初めて質問させていただきます。質問の前に、一言、大臣にごあいさつ申し上げます。

私、大臣の就任を知ったのは、昨年、ちょうど一年前でございます。京都の水フォーラムに出席しておりました、その報告ということで、ローマ、FAOに行つてくれということで行つておりました、その朗報を受け取りました。

帰つてきて感激したことがございます。大臣が農林水産省に登庁されて、真つ先に私ともう一人の後輩の名前を挙げて、篠原ともう一人ですけれども、どこにいらっしゃるんだというふうにお聞きになった。二十数年前、大臣の地元の農業者の会合に行つてお話をし、その後、酒を酌み交わして、その後いろいろなおつき合いがあつたわけですから、私もそれをちゃんと覚えていたんでございまして、真つ先に名前を挙げていただいたということに深く感謝しております。

そういった大臣のもと、なるべく農林水産省に長くいて、下で貢献したかったわけですから、も、諸般の事情といつても大した事情じゃありませんでして、こちら側の民主党の幹部から、どうしても選挙に出ろ、民主党で農政を担当してくれという甘い言葉に誘われまして、選挙に出まして、まあ、こつとやつて当選できて、質問できることは夢にも思っておりませんでした。

もう一つ、大臣には本当にお礼を申し上げます。そればならないことがございます。どうやって大臣に打ち明けたらいいかと悩んでおりましたけれども、そんな心配はございせんでした。ほかのちよつとした、先輩たちからは嫌みをさんざん言われまして、大臣からは、三十分間ほど大臣室で、選挙の大変なこと、それから、政治家としての心得の一端を、まだなつていなかったんですけれども、当選を予想されていたのかもしれないけれども、いたしまして、感激しております。おかげをもちまして、こつとやつて質問できることになつたことを本当に喜んでおります。

それから、ついでに、初めての質問でございますので、その後ろにおられます、今は参考人と呼ばれておりますか、同僚の皆様方にも一言ごあいさつ申し上げます。

同僚の皆様方からは、農林水産行政はよく御存じなので、ほかの委員会で御活躍をという非常にいいアドバイスをいただきまして、私も本当にそう思つたんですが、民主党幹部は、やはりそれは許していただけないでして、農林水産委員会にぜひ所属しろと。それから、農林漁業再生プランの作成とかいうので、きのうも実は、鹿野大臣、今おられますけれども、うちの方の皆さんと九時半まで議論しておりました。

しかし、こつとやつた、立場は違ひますけれども、農林水産省の発展、農山漁村の活性化、安全でおいしい食料を提供したいという気持ちは全く同じでございますので、この農林水産委員会での議論を通じ、立派な政策を立案し、きちんとした法律を通じ、もちろん、その法律には与党、政府原案

もありまして、我々民主党の法案も一緒に議論していただいて、そして立派な農林水産行政の推進に貢献したいと思つておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、きようですけれども、同僚の議員、大所高所の質問をさんざんしていただいておりましたので、FTAを中心に御質問させていただきます。

FTAですけれども、つい二、三年前まではこれはほとんど話題にならなかつたかと思ひます。それを突然、いつのころからかわかりませんが、伊藤元重教授によりまして、一九九〇年代の中ごろからだと思ひます。何かにつかれましたようにFTA、FTAと言つてゐるわけです。FTAにあら

ずば人にあらざるみたいな感じでございます。きうのもFTAの関係閣僚会議が設置された。それから、民間にもFTAを推進するという会議が開かれた。しかし、国民の声として、FTAを推進すべきだという声が一体どこにあるのか。地域経済の活性化とか農林水産の再生とか、そういったことはよく聞かれますけれども、FTAなどというの一般国民には余り知られていないと思ひます。一体、これをなぜこんなに急ぐのか、この点について、外務省からお伺いしたいと思ひます。

○三輪政府参考人 我が国は、貿易の自由化を内容とするFTAというよりも、これにとどまらず、投資、人の移動、知的財産権や競争政策でのルールづくり、さまざまな分野での協力を含む、経済のより広い範囲を対象とした包括的な協定である経済連携協定、EPAを推進しております。

EPAは、相手国との幅広い経済関係強化に大きく資するとともに、これを通じて我が国の経済活性化にも資するものと考へております。これについては、先ほども委員御指摘のとおり、経済界をも含めて、国民各方面におきまして、EPAにつきさまざまな議論が活発に行われるようになってきております。

我々としては、こうした国民的な議論も踏まえて、現在、メキシコのみならず、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの経済連携協定交渉を進めておるところでございます。

近年、東アジア地域におきましても経済連携の動きが活発化しております。我が国としても、協定締結がおくれることにより我が国の利益が損なわれることのないように、引き続き経済連携協定交渉を推進していきたいと思ひます。

○篠原委員 今、国民の声というふうにあつたけれども、国民の声としてはそんなにないんじゃないかと思ひます。

何か、政府に先立つて、もう民間で推進しようというところで、百人委員会とかいうのができておりました。アグネス・チャンとか、私はファンの一人ですから別に構わないんですけども、こういう方にFTAの推進云々なんて言われても仕方がないんじゃないかと思ひます。

それどころじゃありません。また変な動きもあります。まず、去年、APECの会合で小泉総理は、別に農業がだめだとか言つてゐるわけじゃないのに、農業鎖国だ。いかにも農業、あるいは農林水産省を悪者にするような発言をされてゐるわけです。それで、国益を損なうと。では、国益というのは一体何だといつたら、出てきたのが数字でございます。四、四千億円の損してゐる。

どういふ根拠でこの四千億円というのを出てきたんでしようか。経済産業省からもおいでいただいてゐるはずですので、根拠、一体どこでだれがつくつた数字か、教えていただきたいと思います。

○中富政府参考人 メキシコは、アメリカ、カナダとNAFTAの自由貿易協定を結び、またEUとのFTAを締結しております。それぞ、NAFTAが発効いたしましたのが九四年、それから、EUとの協定が発効いたしましたのが二〇〇〇年でございますけれども、これらの国の企業に比較をいたしまして、我が国の企業は平均で一六%の関税負担、また、政府調達における不利益な

取り扱いなどによりまして、メキシコ市場において競争上不利な立場に置かれ、不利益が顕在化してきております。

両国間にF T Aが存在しないことによる不利益につきましては、日墨E P A交渉に先立つて行われた産官学共同研究会において分析が行われたところでございます。その研究会では、N A F T A発効時、一九九四年におきますメキシコへの輸出に占める日本のシェア、これは六・一％でございますが、その数字がその後も維持されたと仮定した場合の推定輸出額を一九九九年時点で計算いたしました。同年の実際の輸出額との差額である約四千億円を輸出機会の逸失額として試算したものと認識しております。

〔委員長退席、小平委員長代理着席〕

○篠原委員 その四千億円というのが多いのか少ないのかというのは、けたが違ったりして国民一般にはわからないと思います。

しかし、いろいろな文章で見ますと、一九九四年にシェアが六・一％あった。それが、二〇〇〇年あるいは二〇〇一年には四・〇％、三・八％に激減したと言っているわけです。シェアが六・一から四・八が激減かと。農林水産関係の数字でいいますと、イワシが四万四千トンとれたのが五万トンになったというのを激減というのであって、六・一％が四・〇とか三・八というのは激減じゃないわけですね。

先ほど、経済連携、E P Aという言葉が出てまいりました。経済連携、経済連携と言うのは、これは悪いことではないと思いますけれども、それは、後で触れますけれども、身近な国とことじゃないかと思えます。それを、アメリカとカナダとメキシコとN A F T Aを結んだ。近くの国で仲よくやっているのに、日本がしゃしゃり出る必要はないと思う。日本は、もしきちんとやるんだつたらアジアを優先すべきだと。メキシコでちよつと損したからといって、がたがた言うことは全くないんじゃないかと思えます。

やるのかいって、いろいろなプロパガンダを通じて、F T Aがなければ日本はつぶれてしまうというような宣伝をしてやっている。私は、こういった状況というのは甚だいかぬ状況だと思っております。

昔、まだ農業総生産額がG D Pでもっとも多くなっていたころに、農産物がある程度犠牲にして輸入自由化をしてみました。しかし、G D Pの二％を切った農業について、これ以上自由化していくなんていうことはもう考えてはならないんじゃないかと思っております。

片方では、四千億円の損失ということをやっているわけですが、今度、いろいろな御努力いただきまして、農産物についても自由貿易協定の中に入りました。メキシコは、日本の足元を見て法外な要求をしてきたはずで、合意の数字、あれこれ申し上げません。五年後に何万トンとか何千トンとかいう数字が羅列されております。

ですから、今度、工業サイドは四千億円利益を得ると言っているわけですね。では、それに対して、農産物はどのくらい輸入がふえて、一体どのくらい困るのか。農産物の輸入、五年後、何年後でもいいわけですが、一体どのくらいふえるのかという数字、農林水産省側というか農業側は算定したのでしょうか。

○村上政府参考人 メキシコとの今回の大筋合意におきましては、品目ごとの国内農業における重要性などを勘案しまして、必要に応じて例外品目、関税割り当て、経過期間などを設定して、国内農業への影響を極力回避したということでございます。

輸入量がどれくらいふえるかということでございますけれども、輸入量の増加というのは、為替レートとの動向あるいは他の国の輸入動向等を勘案する必要があります。個別品目の具体的な輸入増加量を見通すというのはなかなか困難であるというふうに思っております。

ただ、今申し上げましたような形で検討した、

あるいは対処した中で、大筋合意によりましてメキシコからの農畜産物の輸入量が急増するというふうには考えていない状況でございます。

○篠原委員 やはり農業サイド、農林水産省サイドは人がいいんですね。四千億円もうけると言ったらメキシコ側は農業についてこだわったわけですから、あちらからすると輸出増を期待しているわけですよ。それで何百億輸入されるというふうに算定すべきなんですか。

それどころじゃありません。いい言葉をとったわけです。四千億円というのは利益か、輸出量ということなんですよ。四千億ももうけるんだつたら、まあいいだいて、四千億ももうけるんだつたら、輸出がふえるんだつたら、そのうちの二％、例えば四十億、農業に回せというようなことも言ってもいいんじゃないかと思えます。

これから、私は余りそんなことまではする必要はないと思いますけれども、近隣諸国とF T Aを結んでいく。これは、メキシコのように遠くの国、それで五百三十六億円の輸入しかない。A S E A Nとか全部含めると、近隣の諸国、中国を除いて一兆円は超えますね。そういった国々とは規模が違うわけです。そうしたときに、やはりメキシコを口火としてということもF T Aの推進派は言っております。それならば、我が方のサイド、つまり、我が方というのは農林水産関係のサイドは、このメキシコを奇貨としてというか、メキシコを見本にして、これだけ被害を受けたりこれだけ大変なんだから、その分は利益を得る方の部分を、そのお金を手につけて、それで農林水産業の活性化に使うという考え方をとつてもいいんじゃないでしょうか。

その一つの方法として、例えば、今の一％の四十億、これは税金とか云々あつてそんなにないというふうな言いわけがすぐ出てくるでしょうけれども、四十億を、オレンジ果汁とか豚肉とかそういったところの輸入増で困る農家に直接補償をしたりする、そのやり方というのは考えられないのでしょうか。これは大臣に御答弁いただきたいと思

います。

○亀井国務大臣 そういう資金を充当する、こういうことにつきましては、個別にこれを、利益をどうということはなかなか難しいところもござい

ます。

しかし、これから、メキシコに限らずF T Aの問題、そういう面では農業の問題として総合的にいろいろな施策を進める。そういう中では、これはいわゆるF T Aのメリット、こういうものを使用するというのではなく、国の方の予算措置として、農業の問題、またそれらの支援という面では総合的に考えるようなことはしていかなければならないことではなからうか、こう思います。

○篠原委員 まだ始まったばかりです。しかし、早目に検討をいたしたいと思えます。

それで、検討するに当たつてですけれども、我々日本の国だけで考えても仕方ないことだろうと思

います。F T Aについては、例えばメキシコは、F T Aに狂つたようでは三十も結んでおると聞いております。それで、隣の韓国も、どうしてそういうことをするのかわかりませんが、チリと結んでおると。

それで、韓国の場合は、チリと自由貿易協定を結んだ後、簡単に結べると思つたら、そうじゃなく、農業に大影響があつた。韓国の農民は日本の農民のように従順じゃないですから、大騒ぎをする。国会を見てもよくわかると思えますけれども、暴れまくるわけですね。それで、何とかしろということではいろいろな措置が講じられたはずで

す。どういった措置が講じられたんでしょうか。

○村上政府参考人 私の方からお答えさせていただきます。

チリと韓国とのF T Aが締結されました。国会で批准されるに当たりまして、かなり国内でさまざまな議論があつたのは今委員がおっしゃつたとおりでございます。その際に、F T Aの履行に当たりまして基金を造成して、農漁業者等に対し所得補てん直接支払い金の支給を含みます、そういう支援を行う特別法を制定したということでご

ざいます。その原資につきましては、大部分を政府が拠出するものとなるということだというふう

に聞いているところでございます。

○篠原委員 数字だとかなんかは答弁ありません

でしたけれども、七年間で千二百億円の基金という

ことですね。なかなかの金額だと思います。こう

いった仕組みをつくる。ただ、私は、仕組みをつ

くつたから、安心して自由貿易協定をどんどん結

んでいって、農産物を輸入していいということ

を言っているわけではありません。むしろ逆

です。FTA、FTAと言っていますけれども、す

べて自由化しなければいけないというわけじゃ

ないはずですね。

ガット二十四条に書いてあるわけですが、自由貿

易協定。十年以内に原則全部自由化すべきだとい

うふうに言っております。今、世界には二百近く

自由貿易協定が存在するそうですけれども、い

っぱい例外があるんじゃないかと思えます。多分、

農産物が相当例外になっているんじゃないかと思

います。

このFTAの例外について、一体どうなってい

るかということをお教えいただきたいと思いま

す。

○三輪政府参考人 種々の例外がございます。既

存のFTAには、当事国にとってセンシティブな

品目について、関税撤廃の例外、具体的には除外

品目や再協議品目を設けている例がございます。

具体的に、NAFTAにおいては米加、カナダ、

メキシコの間で乳製品等が関税撤廃から除外され

ておりますし、先般妥結されました米豪FTAに

おいても、米国の砂糖等の関税を撤廃から除外し

ております。

○篠原委員 では、ついでにちょっとお願いした

いんですが、それは、一体どの程度なら許されて

どのくらい、何年とかいうのは一体どうなってお

るんでしょうか。発展途上国が入っている場合は

例外が相当ルーズに認められるということをお伺

っておりますけれども、今伺いますと、アメリカ、

カナダ等の間でも例外品目がいっぱいあると。そ

れはいつまで、再協議とか、何年後にまた議論す

るとか、あるいはもう完全に除外とかいうのは、

そういうのはどういうふうになつておつて、今、

一般的なルールとしてはどうなつておるんではし

ょうか。

○村上政府参考人 FTAにつきましてはWTO

上の原則といたしまして、ガット二十四条に規定

がございます。構成国家の実質上すべての貿易

について関税などを撤廃するということになつて

おります。これについては解釈がございまして、

先進国については十年間で撤廃をするという

了解がございまして、実質上すべての貿易につ

いて、その具体的な基準、貿易量の何%であれば

いいのかということについては、国際的な基準はな

いという状況でございます。

途上国につきましては、これらにつきまして緩

和されておまして、十年などにつきましても、実

ある程度長い期間をとつてもいい。それから、実

質上すべてということについても、かなり緩やかな

適用が実際に行われているという状況でござい

ます。

先進国間の協定では、基本的には十年内に関税

撤廃をするということでございますけれども、先

ほど外務省の三輪審議官からもありましたよう

に、例えば五年後、あるいはWTO交渉後に再協

議をするとか、それから、ごくまれでございま

すけれども、例外扱いをするというふうなものも

ございまして、

ただ、先進国の場合は、今申し上げましたよう

にガット二十四条の規定がございまして、実質上

すべてという

ことがござ

いますので、

例外とか、

あるいは特

別扱いする

についても、

ある程度の

限界がある

というふう

に考えてお

ります。

○篠原委員

一般的なの

は承知して

おるわけで

すが、NAFTA

は一九九四

年でした

ね。十年た

つてい

るわけだ

と。アメリ

カは乳製

品とかビー

ナツとか、

カナダは

乳製品そ

れから家

禽の肉卵

とかいう

のを例外

にしてお

るんです

けれども、古くから骨なしチキンという問題がありました。鶏肉の場合も、二倍か三倍の内外価格差がある。それで、でん粉、砂糖と続くわけです。これは一筋縄ではいかないんじゃないかと私は思います。準備万端整えていたんじゃないかと思えます。すべてを自由化する必要もないんじゃないかと思えます。もしルールがそうなっている、そうだとすることだったら、そのルールづくりには積極的に参加して、できるものだけやる、できないものはしなくていいんだという対応をしていただきたいと思います。

我が国は、もう結果の数字が輸入増で出ておりますけれども、世界一だということ。関税も、高い高いと思われているかもしれないけれども、農産物全体は一二％です。EUは二〇％です。アメリカは、農産物輸出であるにもかかわらず、日本の半分ぐらいの六％です。平均関税ですけれどもね。結果としてこれだけ輸入している国は、これ以上輸入しなかつた方がいいという理屈は成り立つんではないかと思えます。そういった交渉姿勢をぜひ持っていたきたいと思えます。

次ですけれども、再びメキシコの問題に入ります。これは経済産業省と外務省、両方に答えていただいてもいいかと思えますけれども、私は、韓国あるいは台湾、フィリピンなどと自由貿易協定を結ぶというのは、そうかなという気もしてくるわけです。なぜかといいますと、東京と福岡の距離と、福岡と上海の距離は大して変わらないんですね。それだったら、近くでとれたものを近くで食べよう。先ほど金田委員が言っておりました地産地消、身土不二、そういうことを考えた場合、北海道から福岡まで持つていくというのを考えた場合、では、輸送コスト、輸送すると空気を汚すわけですね、なるべく近くから運んだものでいいんじゃないか、そういう考え方が成り立つと思うんです。

経済連携、経済連携、それが必要だということ、経済連携、それがよくわかるんですね、な

るべく近くとやつた方がいいと。EUがそういう理念ででき上がっております。NAFTAもそうです。それから全米に変えよう、全米に広げようとしております。それを、なぜメキシコなのか、こういうとんちんかんなことをなぜするのかということについて伺いたいと思います。

○三輪政府参考人 本年に入ってから、東アジアの一部の国との経済連携協定交渉というのを始めております。この交渉の持つ重要性につきまして、委員御指摘のとおりでございます。

他方、我が国の企業は、東アジアのみならず、世界各地において生産拠点を持つなど、グローバルな経済活動を繰り広げておまして、そういう観点からは、我が国の場合は、単に物理的な距離ということだけで相手国との経済関係というのは理解できないということかと思えます。特にメキシコの場合は、実は人口一億、GNPもASEAN10の合計に匹敵する経済規模を持つておまして、さらには、日本企業にとっては、メキシコを通じて、北米、NAFTA市場及び中南米への市場のゲートウエーという役割も担っております。

他方、メキシコは、御案内のとおり、NAFTA及びEUとの間でFTAを締結しているために、関税及び政府調達におきまして、我が国の企業は、現にこれらの欧米諸国との関連において競争上不利な条件に置かれております。

このような状況を背景としまして、経済界からの強い要望もありまして、一昨年の十月、日墨の首相会談におきまして交渉開始を決定し、その後、交渉妥結に鋭意取り組んできたところでございます。

○篠原委員 いろいろ答えていたでありますがけれども、やはり、皆さんお聞きになっておわかりだろうと思いますが、理念がないわけですね。我々アジアで、EUに対してエイジアンユニオンというのをつくっていくんだ、それはそれで理屈はわかると思うんです。それを、アメリカの方でNAFTAが結ばれた、それで日本が不利益をこうむった、玉突きに遭って慌てて、それだった

ら、四千億円損だからそれをやるというようなこと、これから次々にこういうことが出てくると思わうんです。こういった見苦しい行動は、やはり世界の笑い物になるんじゃないかと私は思います。では、日本がASEAN何かと自由貿易協定を結んで貿易を拡大していくといったときに、アメリカは、不利になるからといって慌てふためいて、何千億円、何兆円損だからといって、ASEANと自由貿易協定を結ぼうとするか。それは、それぞれの近くの国というふうなのがあつて、それなりの節度があつてしかるべきじゃないかと私は思います。

ここでぐちゃぐちゃ申し上げても仕方がないんですが、自由貿易、自由貿易ということで日本国全体、言っておりますけれども、やはり自由貿易は絶対の善ではないんです。先ほど金田委員がいろいろ違う価値を述べてもらいました。大臣からそういう考え方はわかるというお答えをいただいたしております。例えば、自由貿易も大事かもしれないけれども、そんなことをしていたら、地球の自然環境が壊れて、地球の生命全体が危機に陥つてしまうというおそれもあるわけなんです。ですから、こういうことに危機感を抱く人たちは政治家の中にもいっぱいおられます。ほかの要素があるのかもしれないけれども、自民党でも環境を考える議員の人たちが勉強会を始めておられるそうです。これは非常にいいことではないかと思えます。

環境のことを考えたりしたら、もう明らかにわかることなんです。輸送に伴う汚染というのは莫大なんです。皆さん、これは京都議定書のところで御存じだと思えますけれども、国際輸送に伴うCO₂の汚染は、輸入国にカウントするか輸出国にカウントするかわからなくて、入っていないんです。もちろん、国内輸送に伴うのは入っております。そういうことを考えると、日本は、自由貿易を遠くともやめて、輸送に伴ってCO₂を物すくく出しているわけですね。やはり、こういった姿勢というのは問われるべきではないかと思

います。それから、こういったことを考えて、もう自由貿易なら何でもいいんだ、ダボハゼのように自由貿易協定をやっていくというようなことは絶対やめていただきたいと思えます。

もし工業製品でそういうことを仮にやるにしても、農産物は違う、食料は違うという姿勢を堅持していただきたい。なぜかといいますと、食べ物というのは腐つたりします。長もちいたしません。こういった自由貿易を推進するときに、この問題は一体どういふふうに議論されているのか。先ほど申し上げました。関税は、もう障壁になつていないんです。実は、関税よりも動物検疫、植物検疫、食品衛生規則、そういったものの方がずっと重要になつてきているわけです。もしそんなに自由に何でもやるんだつたら、相手国に対して食品の安全のルールも日本と同じようにしていただかなくちゃならないわけです。これはよく言われるエコダンピングですね。日本は厳しい安全のルール、それに対して相手国はルーズな食品衛生規則、こういったところを議論していただかなければならないわけです。

経済連携協定と言っています。人の移動も投資も、みんな含めていくと。それはそれで結構だと思えます。一つの国のようになっていくということなら、それはそれで結構なんです。食べ物に関係する部分、食の安全にかかわるルールとかいうことについては、一体、FTAの交渉のときにきちんと議論されているのでしょうか。

○村上政府参考人 メキシコの例で申し上げますと、メキシコ側は、安全や検疫、動植物の検疫に関しまして、輸出を促進するという観点から、日本側の措置について緩和をしてほしいというような議論がございました。我が国としては、輸出の促進という観点でこういう問題を扱うべきではなくて、WTO協定に基づきますSPS協定というのに基づきますけれども、その中で、その原則に基づいて、実務レベルで、科学的な根拠に基づいて、個別案件ごとに適切に対処していく性格のもの

です。それから、こういったことを考えて、もう自由貿易なら何でもいいんだ、ダボハゼのように自由貿易協定をやっていくというようなことは絶対やめていただきたいと思えます。

のであるという議論をして、このメキシコ側の要求を退けたところでございます。

SPS協定の中で、加盟国としては、合理的な範囲内で措置をとる権利が認められておりますし、また、一定の義務が課せられているわけでございますけれども、F.T.A協定の中でそういう権利義務の問題がおろそかにされるというようなことが絶対ないように、我が方としては対応しているところでございます。

○篠原委員 安全性については農林水産省も非常に関心がありますけれども、やはりこれの所管は厚生労働省じゃないかと思ひます。

先ほど、日本の役所は縦割りで、ばらばらではないかという同僚議員の指摘に対して、そうじゃないというのがありましたけれども、そのときに気になる部分があるわけですね。四省庁でやっている。四省庁に一体厚生労働省は入っているのかどうか。どうも、こういったことにぜひ積極的に手を挙げて入っていただきたい。違う部分ですけれども、人の移動というのは非常に大事になってきているわけですね。

しかし、我々の生命、安全を考えた場合、自由に行き交うようになつたりしたら、安全のルールは、今の鳥インフルエンザとかBSEとかで、もうおわかりだろうと思ひます。この点についてこそ、きちんとしただかなきゃならない。非常に手薄な、数百人にすぎない食品検査官、国境措置だけではそういうことはできないわけですね。生産している国のルールを責任を持ってきちんとしてもらわなければいけない。日本が大量に輸入するしたら、相手国の生産状況もちゃんと把握してこなくちゃいけないんじゃないかと思ひます。

この点について、農林水産省と厚生省にお答えいただきたいと思ひます。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、農林水産省のとっている措置でありますけれども、海外から農産物を輸入する際、農林水産省としましては、家畜伝染病予防法に基づいて、相手国との間で家畜衛生条件というのを結び

まして、それに適合した畜産物であれば畜産物の製品を輸入するということになっているわけでございます。当然、こういった相手国の生産状況、今先生おっしゃったような状況につきましても、できる限り把握をしようと思つております。

例えば、今回、メキシコとの間でF.T.Aの協定が結ばれようとしておりますけれども、このメキシコに対しては、これまで担当官が何年かおきに行きまして、例えばメキシコから豚肉を輸入するとなりますと、豚肉の屠畜場の処理というのが、メキシコ政府が指定したところで処理されたものだけが輸入をされるということになっておりますけれども、こういった施設について担当官が行つて調査をしているというようにすることもございます。また、全般的なメキシコにおきます畜産の生産状況につきましても、できる限り情報収集をしているところでございます。

こういったことは、それぞれ輸入の相手国に対してまして、国内の生産状況につきましても、できるだけ情報収集にはこれから努めていきたいというふうに思つております。

○遠藤政府参考人 輸入食品の安全確保対策につきましては、従来から、検査所における監視体制の整備及び問題発生時の二国間協議等を通じて、輸出国政府による安全確保の推進などにより対応をしているところでございます。

このうち、検査所における監視体制につきましては、輸入時の審査、検査を担う食品衛生監視員につきまして、順次増員を図つており、平成十六年度におきましても十三名の増員を予定しているところでございます。

また、昨年五月、食品衛生法の改正によりまして、輸入食品の監視制度を一層強化したところでございまして、具体的には、平成十六年度から新たに実施する輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査を実施するとともに、検査命令の対象食品の政令指定を廃止し、検査命令をより機動的に実施することを可能にし、また、検査所の

みで実施していたモニタリング検査の試験業務の一部につきまして、登録検査機関への委託を可能にしたということで、今後、さらなる輸入食品の多様化、輸入件数の増加に対応していくことも可能と考えております。

また、御指摘の、輸出国内での衛生対策につきましても、輸入時の検査で違反となつた食品を中心に、二国間協議あるいは現地調査を実施いたしまして、輸出国において必要な衛生対策が講じられるよう対応をしているところでございます。

○篠原委員 食糧物は、やはり工業製品と違うんですからね。ですから、SPS絡みのこと、F.T.Aのときには大きな議題の一つとして必ず議論をしていただきたいと思ひます。これを申し上げているんですけれども、やはりまた話はもとに戻ります。

自由貿易協定が金科玉条のようにされてしまつていくわけですね。一番ひどいというか熱心なのが経済産業省じゃないかと思ひます。F.T.Aが大それたということで、八十人を超える人々を動員してやつていくということだそうなんですけれども、これは一体どうなつていくのか。W.T.Oとか、ほかの地域経済の活性化とかいふばいあると思うんですが、事実かどうかということをお答えいただきたいと思ひます。

○中富政府参考人 経済連携協定、E.P.A推進のために、経済産業省といたしましては、昨年十月に経済連携交渉推進本部を設置いたしまして、各副大臣、大臣政務官を各国別の担当に置くなど、省内体制を強化したところでございます。

また、今御指摘ございましたように、経済連携交渉に係る戦略の企画立案や交渉に直接臨むスタッフに加えまして、産業実態の調査分析等を通じて、F.T.Aの交渉を支える体制を強化するため、先月、E.P.A交渉業務に携わる職員の本格的な拡充を図り、約八十名をE.P.A業務に充てることとしたところでございます。

もちろんのことでございますが、他方で、紛争処理システムを含む自由、公正な多国間の通商

ルールを定めたW.T.Oを中心とする多角的貿易体制の維持強化も、我が国にとりまして不可欠の課題でございますし、W.T.Oを担当しているスタッフにつきましても、当然のことながら、必要な体制を組んで積極的に取り組んでいるところでございます。

今後、W.T.O交渉の進展を踏まえながら、交渉に支障が生じることがないように取り組んでまいりたいと思ひます。

○篠原委員 E.P.Aも大事なのはわかるんですけれども、ちよつとよく考えていただきたいんです。

行革のときに名前が変わりました、経済産業省に。通商産業省から経済産業省に変わったわけですね。日本の経済全体を広く考えるということですね。何か、そこからすると、ちよつと不当表示の省庁の名前じゃないかと。通商問題ばかりやつていくわけですね。また再び通商産業省に戻りたいのかというふうな気になつてしまひます。お答えはいただかなくて結構ですから、この点、中川経済産業大臣にしかとお伝えいただきたいと思ひます。

時間がなくなりましたので、最後、W.T.Oについてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

金田副大臣、亀井大臣とともにいろいろ御尽力いただいているのを、手にとるようにわかつております。

W.T.Oについて、今、食料の問題、F.T.Aでも特別に扱うべきだということを申し上げましたけれども、こういったことを、食糧物の安全性とかいろいろ大事にされておられる、N.P.Oのグループにたくさんおります。その中の一つに、ふーどアクション21というのがあります。その所秀雄さんなどは、十数年前から、食料主権というのがあるんだということを言っている。私はこれはなかなかいい考え方だと思ひますが、こういったことをW.T.Oでも議論していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○金田副大臣 篠原先生とちよつと対峙しながら

ら議論できることを本当に意外に思っておりすが、我々、党内でもいろいろな議論を重ねております。

工業製品と食料製品とは全く扱いが違ふべきだという議論も党内にもあるわけでございます。そして、食料主権という言葉、ふーどアクションの話がありましたけれども、そのほかにも、これは食料の安全保障にかかわるんだ、国民の生存権にかかわる問題なんだ、だからということで、いろいろな、WTOの今の流れをとめようとする、そういう主張がございます。

しかし、現実問題として、百四十八カ国ものWTOの加盟国との間で、そういった食料主権ということを書いて、そして、その食料主権ということとは国際ルールの中で優先されるべきだということな、そういったところまで高められていないというのが実態だろうと思っております。

食料について別扱いすべきだという主張は主張としておるんですが、WTOの中で我が国の食料自給率は四〇％なんだからと言っても相手にならない。もう少し日本は積極的な、もっと野心的な交渉をすべきではないかと。日本の国というのは貿易で成り立っている国だからといううな話があります。自給率というのはナンセンスだということもオーストラリアの農林大臣にも言われたこともございます。

しかし、日本は日本として、やはり食料は違うんだということも踏まえて、農業の持つ多面的な機能、それから非貿易的な関心事項、そして、諸外国の農業、各国の農業が共存できるように、そういう貿易ルールにすべきだということを掲げて、篠原先生と同じように、各国の農業が共存できるようなルールにしようじゃないかということ主張しているわけでございます。

我々の主張がWTOの中でもっともつと理解を得るように、これからも引き続き努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○篠原委員 最後に一つだけまた質問をさせてい

ただきたいと思っております。大事なことと言えば大事なことです。

これは、私が国会議員になりましたから、いろいろ陳情を受けるわけですが、他省庁から受けた陳情でございます。農林水産省の交渉の仕方でございますけれども、一生懸命交渉しておられる。これはわかるんですが、外国に行つて閣僚会議というふうになった場合、非常にコンセンサスを大事にするムードが我々のグループにはあります。団体からいけば応援団が行く、それから、与党も野党も問わず、国会議員の皆さんもたくさん行かれる。

それで、実態はどうなっているかというのをちよつと御紹介いたします。余りこういうことを話すのはよくないのかもしれないけれども、玉沢大臣時代にシアトルに参りました。多面的機能を維持するかどうかということで大議論がございました。それに大学して行つておりました。

そのときにどうなつたかというところ、そのころから三者協議というのをやっておるわけでありまして、私は、国内では、これはコンセンサスを得るためにきちんとやるべきだと思つていますが、外国に行つたときに、ずっと玉沢大臣のおつきをしておりまして、大臣の体力とかにびっくり仰天いたしました。

どういふことかといいますと、河野外務大臣、そのときの深谷通産大臣は、交渉が終わるとゆつくりされる。ところが、我が玉沢大臣はゆつくりできないわけですね。どんな交渉があつても交渉経過を詳細に三者協議の場で説明しなくちゃならない。一生懸命説明されておられるんですが、もう引退なさつた某議員などはぐうぐういびきをかいながら寝ておられる。それから、行つておる団体の皆さんは、何でもこんなことをさせられておるのかと。

最もひどかつたのは、終わった後の記者会見のときに、ほかの二大臣はゆつくり着がえて、そしてレジュメを見て、レクを受けて、どうやって記者会見をするかと。玉沢大臣は、朝五時から起き

て、十二時まで交渉されて、交渉が終わつた、着がえる間もなく三者協議で二時間ぐらゐ説明して、それでそのまま記者会見です。ゆつくりしている間もないわけですね。

そうしたら、最近聞きまして、これがほかの省庁にもいろいろ事情があつて拡大して、外務大臣、通産大臣そろつて三者協議の場に出て説明したりして次の日の交渉の準備ができない、何をしているんだというようなことがありました。

今見ますと、亀井農林水産大臣、金田副大臣、それから木村政務官、非常に強力な布陣があるわけですね。今、パソコンも携帯電話もファクスもあるわけですから、外国に行つたら交渉団にすべてを任すと。これは御存じだろうと思つて、アメリカはファストトラックというので、議会はいろいろあるんですが、こうして期限を定めて、そうしているわけですから……

○高木委員長 質問者、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○篠原委員 はい。

この点、ぜひ大臣だけで交渉をされるようにお願いしておきます。

大臣、この点について、最後に一言お答えいただいたかと思つてます。

○亀井国務大臣 WTOは、政府間交渉でありまして、閣僚会議あるいはまた事務ベースでの会議、これもございまして。ここを中心に行うわけでありまして。

しかし、いろいろの情報、国会議員の皆さん方がIPU等々で御出席をいただきまして、それぞれ我が国の主張もしていただく、また、そういう関係の理解を深めることは重要なことでありますし、団体の皆さん方も団体での外交、こういうこともそれなりに必要なことであるわけであります。

こう思っております。

○篠原委員 どうもありがとうございます。

○高木委員長 次に、白保台一君。

○白保委員 去る三月十二日に正式に合意をいたしましたメキシコとの自由貿易協定締結については、約一年半という長い時間をかけて交渉を行つて、その苦労も大変大きかつたと思つてます。大変御苦労さまでございました。

メキシコについては、NAFTAやEUとのFTAを締結したために、輸出入が北米や欧州の方へシフトしていった。その結果として、日本は一九九九年に三千九百五十一億円もの利益を逸失したと経済産業省が試算をしているわけでありまして。その後、不利益解消ということや、あるいはカンクンの問題等を受けて、メキシコとのFTA締結を行つたということは極めて重要となつてきておつたんだろう、こう思つてます。

ただ、その一方で、私も前のときにも金田副大臣にも答弁いただいたんですが、どうも、農水省と経産省あるいは外務省の三省が一致した形でもつてやつておられるのかなといううな、こんなことも感ずることが間々あつてという話を前にもしたことがありますが、そのことをまた、国内調整のやり方が最大の問題点であつたなどということをおっしゃる某省の幹部もおられて、司令塔がどこにあるのかなという問題があつて、我々は非常に心配をしておるわけですね。

そういう面でも、今度はFTAをアジア各国と行うわけでありまして、このFTAの農業交渉、そういうことも、これまでの反省を踏まえて、今後、東アジア諸国との交渉についてどのように臨まれるお考えか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○亀井国務大臣 今、委員からも御指摘のとおり、メキシコのFTA交渉、私もその交渉の当事者として二晩徹夜をしたり、あるいはまた、最後の大筋合意まで、今日まで参りました。そういう中で、それなりに、政府一体となつてその対応をしてまいりました。

しかし、これから東アジア各国との問題、やはりこれは何といつても、いろいろ各国の抱える諸事情、これはいろいろあるわけでありまして、分析を行う必要があると思ひますし、さらには、この交渉に当たりましては、積極的に、かつ戦略、こういうものをしっかりと持っていかなければならないわけでありまして、

そういう点で、昨年十一月に、私を本部長といたしまして、省内にFTA本部を設置いたしました。国別にFTAのチームを編成し、それぞれ、メキシコでの経験等を十分生かして、多面的な機能あるいはまた食料の安全保障、構造改革の進展ぐあい、こういうことにも十分留意をしてしっかりとした対応をしてまいりたい、このように思っております。

○白保委員 これから臨むわけですが、それぞれの各国との農業分野での課題があるだろうと思ひます。それぞれの課題について、ここで御答弁をいただきたいと思ひます。

○村上政府参考人 メキシコに引き続きまして、現在、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアと交渉を行っております。いずれも、一回ないしは二回の交渉が行われただけでございまして、現段階で、個別具体的な品目ないし項目の議論をしている状況にはないわけでございます。

そういう中で、今後の交渉を断ずることはできないわけでございますけれども、農林水産物の関係でまいりますと、各国からの我が国の輸入に占める割合、あるいは潜在的輸出力というようなことから考えますと、韓国では水産物あるいは調製した野菜など、タイについては鶏肉、でん粉、砂糖、米、フィリピンはバナナやパイナップルなどの熱帯果実、マレーシアについては合板というような品目があるかと思ひます。もちろん、こういう品目に限らず、いろいろな難しい問題が今後議論の中で出てくる可能性があるというふうに考えております。

それから、農林水産物以外では、韓国との関係

では、やはり日本との非関税障壁の問題あるいは経済協力の問題などについて先方がかなり強い関心を持っておりますし、韓国側は、FTAによる対日赤字の拡大、中小企業への影響というようなことを非常に強く懸念しているような状況がございます。

タイとの関係でいきますと、先方の問題といたしましては、鉄鋼、自動車、自動車部品あるいは石油化学製品などの分野が非常にセンシティブな問題であるというふうに産官学研究会の中では指摘されておりますし、さらに人の移動ということ、タイ式マツサージ、看護師、介護士などの問題があるということでございます。それからまた、投資の自由化も潜在的な問題ではないかというふうに思っております。

フィリピンについては、よく報道などもされておりますけれども、看護師、介護士などの人の移動の問題なども大きな焦点になるかというふうに思っております。

マレーシアについては、一つは政府調達の問題がございまして、投資、あるいは国民車である自動車産業の扱いなどが問題になってくるのではないかとというふうに考えているところでございまして、

○白保委員 これからの交渉ですから、いろいろといるような交渉がなされていくんだろうと思ひますが、タイなどは、私どもの地元の泡盛はタイのお米を使つてやっておりますから、十分輸入しておりますので、そういったこともわかつていたいただきたいと思ひますし、もう一つは、豚は、豚肉等もありまして、我が方、豚肉は長寿のもととして料理にはよく使われている。そしてまた、前に副知事をやりましたけれども、尚弘子さんという農学博士がおりますが、タイの料理等を基本にした沖縄料理の問題を研究して博士号を取られた人もおります。

非常に関係が深いだけに、あるいはこの辺との交渉というのはバッティングする部分も結構出てくるなということを非常に気にしているところで

あります。その辺のことも踏まえて、ぜひしっかりとした交渉を行つていただきたい、こういうふうに思ひます。

また、実は、WTO、FTAに関して議論をされているわけでございますが、そういった中で、これは昨年二月、外務省が行つた経済外交に関する国民の意識調査ということでありましてけれども、経済外交に関する意識ということで行いました。

その際に、経済外交に関する意識調査の中で、WTOドーハ・ラウンド交渉について関心を持つているかとの問いに、関心があるとした人は一七・五％で、関心がないとした人は六三・七％というふうになっていました。関心のない理由としては、ふだんの生活に余り関係がないと思うから、これが三八・六％、理解するのが難しそうだから、二七・五％、十分な情報が得られず、どのようにしているのか知らないからというものが一・五％というふうに、関心がない、こういうのが多いわけですね。しかしながら、関心のある人たちにその分野を聞いてみたら、農業、農産物の貿易が最も多くて三七・三％、自由化を容認する回答が四七％にも上つた。

この時点で、農水省はこれをどのように受けとめ、どういふような分析をなされたか、この点についてまずお聞きしたい。

○金田副大臣 外務省が昨年の二月に実施した調査についてのお尋ねでございます。

御指摘のとおりでございます。WTOについて関心があると答えた人が一七・五％しかなく、たということでありまして、FTAに関心があると回答した人が二〇・四％。また、貿易の自由化について、農産物の自由化について四七・〇％の人が容認するということに回答したということ。またまた農林、これからは国民に対する広報や情報提供に努めていかなきゃならないという思いを強くしたわけでございます。

しかし、この調査とは別に、総理府でいろいろなアンケート調査等々、世論調査をやっているわ

けでございまして、我が国の将来の食料供給に不安があると答えている人が約八割に上つたという調査もありますし、また、農業の多面的な機能が重要であるという人が約九割にも上つたというふうなことでございます。

国内の農政改革を進めながら、多面的な機能を維持して、そして足腰の強い農業構造を確立していくことが必要だというふうに考えているところでございます。

○白保委員 それでは次の問題に行きますが、メキシコとのFTAでは、日本の養豚事業者の強い抵抗もあり、内外価格差を埋める差額関税制度を維持した。先ほども話がありましたが、メキシコの養豚は、砂漠地帯の中で、ふん尿処理にほとんどコストをかけない。日本の半分ほどの生産費で育てた安い豚が流入することを懸念した。対策本部ですか、委員会等もつくつてからもかなり頑張つたようでございますが、また、北米自由貿易協定のもとの米産物の迂回輸入を防ぐための原産地規制を確認した、こういうふうに行われております。メキシコは実は豚肉の純輸入国で、カナダやヨーロッパからもかなり輸入しております。豚肉を生産する人たちは大規模農家、高級豚肉を生産するアメリカ資本の農家だ、こういうふうに行われているからではないかな、こういうふうに行われております。

ところで、差額関税制度は、税関での申告の際に、実際よりも高値を装つて、そして税逃れをするケースがある、税関では実際の価格が幾らだということとはなかなか見分けにくい、不可能だ、こういうふうにも言われているわけですね。そのために、交渉の際、税逃れを前提にした、メキシコの業者ももうけているという実利を指摘したという話も出ていますね。この問題点については、どのように対処がなされたのか、なされるのか、また交渉過程での事実関係はどうであつたのかというところをお聞きしたいと思ひます。

○村上政府参考人 メキシコとの交渉の中で、豚肉につきましては、先方が、差額関税制度につい

て分岐点価格を引き下げてほしいという非常に強い要請がございました。我が国としては、差額関税制度によって国内の豚肉の農家を守っているという側面から、これを絶対維持するということが基本に交渉を行ったところでございます。

その差額関税制度の中で、メキシコの輸入はほとんど、九八%ぐらいが従価税部分で輸入が行われているというような実態について情報交換をいたしましたけれども、税逃れというようなことを前提にした議論をしたという事実は全くございません。

○白保委員 余り時間がないので、急いで聞きますけれども、韓国とのFTAについて、特に韓国だけというところで申しわけないのですけれども、問題点としてお聞きしておきたいのは、植物の新品種保護への取り組みについて大きな懸念を持っているわけですね。

それは何かというと、韓国は、植物の知的財産権を守る植物新品種保護国際同盟、UPOVに三年前に加盟した。しかしながら、登録対象を全品目に拡大する義務については十年間猶予期間を置いていたわけです。そうしますと、完了は二〇〇九年、こういうことになるんだらうと思うんです。

現在の韓国の法律では、登録できる品目が百ちよつとにとどまっている。したがって、イチゴや花卉類の一部は登録対象となっていない。最近でも、似たようなのが向こうで売られているとか輸入されたとかいうのがありましたけれども、そのたびに種苗法の改正等にも取り組んだり、いろいろやりました。

新品種が不当に栽培されるおそれがあるんじゃないのかなというその心配があるわけです。また、過去にも新品種の種苗が韓国へ持ち出されたということもありますし、そういったことも含めて、大変大事な、日本の農家が開発をしていく、そういった品種を守るためにはどうすればいいかということ、これはFTAの交渉に当たっては、この辺の部分も踏まえて交渉すべきではないかな、対応策を考えるべきじゃないかな、こう思

います、いかがでしょうか。
○白須政府参考人 ただいまの委員の御指摘でございます。

お話しのとおり、韓国は、二〇〇二年に植物新品種の保護の枠組みを定めました国際条約を締結したわけでございます。条約上、二〇一二年までに全植物を保護対象とする義務があるわけでございます。しかしながら、お話しのとおり、現在、まだ百十三の属なり種についてののみ保護対象になっているわけでございます。したがって、例えば、確かに植物が限定をされておりまして、例えばイチゴでございますとかそういうふうな、私どもの国内の農業者が関心のあるものについてまだ保護対象になっておらないというふうなことでござい

ます。
今後の具体的な拡大計画については、今のところ、まだ公式には決定されておらないわけでございますが、いずれにしても、この保護対象植物を拡大しないと、お話しのとおり、韓国で保護されておらない植物について、我が国の育成者が新品種を韓国に登録して、あるいは権利交渉するということができないわけでございます。

したがって、これまで、私どもも、いろいろな機会をとらまえて、この保護対象植物の早期拡大を図ってきたところでございますが、お話しのとおり、今後、日韓のFTA交渉が進められるわけでございます。したがって、そういった知的財産分野の協議の中におきまして、保護対象植物の早期拡大といったところにつきましても、私ども、日本の考え方を十分説明いたしまして、そのFTAの交渉の場でも利用しながら、今後とも韓国に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○白保委員 日本の農家の皆さん方が開発した品種等を守るためにも、ぜひしっかりとした交渉をお願いしたい、こう思います。
最後にありますが、先ほど金田副大臣がとうとうと答弁をされておりましたけれども、我が国はWTOの交渉の中で多面的機能を一生懸命言っ

て、大臣、最後に。
○亀井国務大臣 委員御指摘のとおり、非貿易的関心事項、そういう中で、多面的機能の問題とあわせて、私は、機会あるごとに、我が国は食料の純輸入国、そういう面での食料の安全保障、こういう視点でたびたび主張もしておるわけでありま

いるわけですね。しかし、私は、それがどれぐらい欧米の人たちに理解をされておるのかということについて、非常な疑問を持っておるわけです。ただ、それが必要なだけでも、もう一つ大事なことは、先ほど話の中に出てまいりました

が、食料安全保障というのは、主権国家の国民として生きる権利です。その権利という問題については、欧米人は意外と理解ができる。依存率がこんなに高いのに、一朝何か事があつたときに、一

国が立ち行くことができるかできないかという問題のときに、生産を高めていくというその権利、生きていく権利、これについて、これを抑えようなどという話はあり得ないんです。だから、多面的機能も大事な話だけれども、食料安全保障というものは、人間の権利としてもっと押し出していか

かなきゃならないんじゃないか、そのことがもつと大事なところ、だから二つあわせてやるべきだと。
これは、私もそう思いますけれども、ちよつとさつき本を読んでおりましたら、シン普森名誉教授もそういうふうな言っていますよ。欧米の人は理解できる、向こうの価値観でいくならば、向

こうの哲学でいくならば、だから、そのことをもつとものとしていかにかなかつたならば、多面的機能でいうと、環境を守るために一生懸命農業をやるからこれは関税率下げないね、だからこれはもつとものとして押さなきゃいけないという

ことになるのなら、一方では、やはり生きる権利ということの部分からしっかりと押していけば、それは容易に理解のできる話なんだというふうに言っていますけれども、私もそのとおりだと思

すし、G10のグループ、これは、それぞれそのような認識を共通しておるわけでありまして、それらをさらに関係国、地域、また関係の国々にも主張して頑張ってもらいたい、こう思っております。

○白保委員 終わります。
○高木委員長 次に、佐々木憲昭君。
○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

日本で鳥インフルエンザが発生したことは、極めて重大なことでございます。この鳥インフルエンザのウイルスが人に感染をし、その過程で、鳥インフルエンザウイルスが突然変異によって人から人へ感染能力を獲得する、そうなった場合には、人類的な被害をもたらすことになるということでありまして、大変危険な要素をはらんだ問題であります。

亀井農水大臣にお聞きしますけれども、政府としても、最悪の事態を想定した危機管理というのが当然必要だと思うわけですが、そういう認識に立つた対応をしているのかどうか、その基本姿勢、まずはここについてお答えをいただきたいと思

います。
○亀井国務大臣 この鳥インフルエンザの問題、これは、私も現地に行つてまいりまして、その対応をこの目で見てまいりまして、もう大変な状況、こういうことで、総合対策を関係府省で充実する。さらに、現実的な問題としては、厚生労働省と十分連携をしなければなりませんし、私ども、防疫マニュアル、そしてさらに、各都道府県

の関係者も招集いたしました。そして、各都道府県一致して情報の一元化、あるいはまた、私ども農水省におきまして、いわゆる関係者、専門家をリストアップいたしまして、その発生、そういう中での対応ができるような体制というものを確立しておるわけでありまして、万全な体制をしいてまいりたい、こう思っております。
○佐々木(憲)委員 その万全な体制という場合、単に通報を待つという姿勢ではなくて、やはり攻

勢的で積極的な対応というものが必要だと思わ
けです。

その意味で、このウィルスを封じ込めるために
は国民的な協力が要る、その協力を得るというこ
とがやはり大事だと思ふんですね。そのことに
よって、協力することによって生じる、例えば養
鶏業者などの損害についての補償、これはきちつ
とやらなければならぬと思ふんです。つまり、
そういう体制ができて初めてしっかりした通報が
行われ、かつ国がそれに対して的確に対応でき
る。したがって、この損害への補償というのが
危機管理を有効に機能させる前提となる、私は
そのように思ふわけです。

そこで、聞きたいわけですが、鳥インフルエン
ザが発生した際に、移動搬出制限に伴う三十キロ
圏内の採卵養鶏業者に対する補償、これが行われ
るということになったわけですが、その補償基
準、これはどのようになっているのか、だれがど
のように決めているのか、これをお答えいただ
きたい。

○中川政府参考人 京都を例にとりまして御説明
を申し上げたいというふうに思いますけれども、
京都の場合ですと、これは養鶏農家の方が移動制
限の期間中に自分のところで卵を保管するとい
うことになります。そして、いざ移動制限が解けま
す、それを販売する。その際に、当然、鶏卵の
価値の減少分というのがございます。その部分
と、それから、移動制限の期間中に保管をしてい
た保管の経費、あるいは別の場所に貯蔵してい
たものとしますと、その間の輸送経費といったもの、こ
ういったさまざまな増加の経費、最初の製
品であります鶏卵の価値の減少分、それと、今申
し上げたような増加の経費を対象といたし
まして、これを都道府県が助成をする際にその二
分の一を国が負担をする、今、そういう基本的な
仕組みでございます。

○佐々木(憲)委員 その鶏卵の価値の減少分の補
てんというところでありますが、この補償がきめ細
かなものになっているのかどうかというのがやは

り大事でありまして、例えば、損害額の算定基準
というものは主要な市場の卸売価格に基づいてい
るというふうに聞きましたけれども、これは事実
ですか。

○中川政府参考人 指標としてとりましたのは全
農の卸売価格、これは東京ですとか大阪ですとか
というようにブロックごとに出ておりますけれど
も、この卸売価格をとってございます。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、その卸売価格
というのは、卵の質とか種類とか、そういうもの
で幾つかの複数の基準があるのか、それとも一定
の平均的な価格によるのか、それはどのように
なっておりますか。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。
代表的なものとして、全農の規格のMとい
うものをとってございます。

○佐々木(憲)委員 その全農の規格のMというも
のの基準にはなると思いますが、今、養鶏
業者といましても、さまざまな業者がございま
す。最近では二極化が進んでいるというふう
に言われております、全国で十萬羽以上の養鶏業者
は三百六十戸、大変数が少ないわけですね。しかし、
これが卵の生産のシェアの五八％、約六割を占め
ているわけでありまして、ここは、低コスト、大
量生産というのが特徴であります。今おっしゃ
った現在の基準では、確かにこの大規模養鶏業者は
補償されるかもしれませんが。

しかし、実際には、平飼いなどで手間暇かけて
大変質が高い卵、したがって単価の高い卵を生産
している業者、この数は業者の数としては決して
少なくはないわけでありまして、これらの業者の場
合は、こういう一律の基準でやりますと補償が十
分ではない、場合によっては半分しか補償されな
い、こういう状況になるわけでありまして、やはり、
補償という場合は、実態に合わせたというこ
大事でありまして、そういう実態に合わせたきめ
細かな配慮というものが必要だと思ふんですね。
亀井大臣にお聞きしますが、やはり、そ
れぞれの農家の、あるいは養鶏業者のこういう実

情に対応するきめ細かな対応、配慮というものが
必要だと思ふんですが、いかがでしょうか。

○中川政府参考人 事実関係を私の方からまず御
説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、指標としてと
っておりますのは全農の価格であります。これは何
かといいますと、いわばデータとして一番公知の
ものであり、また代表性があるものとしてこの価
格をとっているわけでありまして。

他方、今先生がおっしゃいましたように、確
かに養鶏の形態というのはさまざまでありまして、
高付加価値の卵をつくっておられる方もいらつ
しゃいます。ただ、この卵についての評価という
のはさまざまでありまして、多くは取引が市場を
経由しております、相対取引で行われておりま
す。

したがって、幾らでそれが取引されたかとい
うふうなことが必ずしも十分正確につかま
せんし、また、そのデータについて、信憑性とい
う言葉はちよつと不適切かもしれませんが、きちつ
としたものであるかどうかといったものについてな
かなかデータがとりにくい、適正な価格かどうか
という判定が難しいというところがございます。

税金を使って支援をするというものであります
ので、やはりその算定の根拠になるデータは客観
的なもので、できるだけ代表性のあるものという
ことで私どもは算定をさせていただいているとい
うことでございます。

○亀井国務大臣 やはり補助金等の問題でありま
すから、適正な価格を参照しなければならな
いわけでありまして、市場価格、先ほども局長から答
弁いたしましたとおり、全農のMの規格でござい
ますか、そういう面が、これは全国的な中でこの
価格になっておるわけでありまして、やはりそ
ういものを参照して適正な補助ということの対応
をすることが必要なことじゃなかろうかと思いま
す。

うものは、一定の、一番代表的な、大量に出回
っている、そういう基準なわけでありまして、それ
は大量に生産された一般的な卵の価格でありま
す。しかし、実際には、それ以上のコストをかけ
手間暇かけて、それで高い価格の卵を生産して出
荷している業者というのはいくらもいるわけ
です。数からいえばそういう業者の方が多
いわけですね。ですから、そういう業者が救わ
れない状況になつては行かぬ。それをどう救
うのかというのが問われているわけですね。

きめ細かな対応、適切な対応と言ふのであ
れば、そういう方々の損害を補償するというの
が、これは当然なわけでありまして。それは、データ
の問題はいろいろ研究すればいいわけであり
ます。例えば過去の取引のデータをきちつと
客観性を持たせるようにどういう担保が必要
かと、あるいはほかの方法もあるでしょう。卸
売市場のさまざまな取引のデータもあるで
しょう。そういう問題も含めて、やはり農家
の、業者の実態に合った補償というものが
必要だと思ふ。

そういう必要性ということについては、やは
りこれはお認めになると思ふんですが、いか
がですか、大臣の見解。

○亀井国務大臣 いや、それは、必要な面があ
ろうかと思ふんですが、やはり適正な基準とい
うものを設定するには、いろいろの取引の形
態等々あると思ふんです。そういう面
で、先ほど局長から申し上げましたよう
な価値というふうな対応をしておるわけ
であります。

○佐々木(憲)委員 いや、だから、その対応が画
一的で実態に合っていないということであり
まして、これは、こういう点については当然
研究する、検討するといふぐらひは、業者
の皆さんは不安を持っていらっしゃるから、
今はまだやれていないけれども、検討ぐら
いはするということをやつていただ
けませんか。

○亀井国務大臣 なかなか難しい問題、数量
の問題ですとかいろいろ難しい問題がある
わけであり

ますから、やはり、先ほど申し上げましたとおり、全国レベルで、またMというような基準、それではないと、なかなか個別の問題、いろいろ、これは把握をするというのは非常に難しい問題ではなからうかと。やはりこれは、適正と申しますか、そういう基準で算定をすることが必要なことだ、私はこう思います。

○佐々木(憲)委員 つまり、補償されない方々が生まれてもしょうがないというのが大臣の基本的見解だというふうに理解してよろしいですね。

○亀井国務大臣 それは、補償はしておるわけでありますから。いわゆる全農のM基準、こういう形で基準を持つて、それでその価値の減少分、こういうことを補償しておるわけでありまして、さらには経営のためのいわゆる支援資金等々の、融資等々のこともいたしておるわけでありまして、いろいろな対応はしておるわけでありまして、

○佐々木(憲)委員 いや、だから、補償されないわけですよ、そういう姿勢では、この基本的な一律のデータだけで、それで割り切るといふことは、救われない業者がたくさん生まれるということとです。

そういう状況ですと、いろいろな疑問のある、鳥インフルエンザの可能性があるという場合の通報もどうしてもおくれしてしまう。この間の経緯を見てもそういう事例があるわけですから、ですから、そういう不安がないようにするというのが、通報して直ちに対応するということがないと被害が広がるわけでありまして、そういう姿勢では具体的な対応にならぬでしょう。

もう少し親身になった、不安を解消する、万全の体制をとると言っているわけですから、当然そういう方向を検討するのは当たり前じゃないでしょうか。大臣、これを研究するというぐらいはどうですか、念頭に置いて研究してみると。

○中川政府参考人 もう一度申し上げますけれども、税金を使って、つまり公的なお金を使って支援をするということをごいまして、その根拠としましては、やはりきちっとしたデータに基づき

ませんと、不祥事その他にもつながりかねないという点を私どもは懸念をしているわけでごいませう。きちっとした説明のできるデータに基づいて助成をしていくということが、やはりこういった公的な支援をする場合の基本ではないかと思ひます。

その際に、多少いろいろな価格面でのきめ細かいところまで見られない部分はあるかと思ひますが、それは、何よりも公的な支援をする際の算定根拠として使うデータがどうであるか、それがとれるかとならないかということがやはり一番の判断の材料になるかというふうに私どもは考えて、こういった助成措置の基準を決めたということとごいします。

○佐々木(憲)委員 どうも納得できないですね。これは、もう少し具体的な実情を調べていただいて、安心してこういう通報を行い、そして蔓延を防ぐ、そこに協力できる体制をぜひつくっていただきたいということを要請しておきたいと思ひます。

それから、移動制限区域以外の地域における被害補償の問題であります。これは風評被害も含めましてかなり広範な影響があります。

そこで、具体的な数字をお聞きしますけれども、卵の販売量の減少ですとか価格の低下、これがどうなっているか。昨年の同じ時期に比べまして、ことしの一月、二月、三月、その数字を示していただきたいと思ひます。

○白須政府参考人 お答えいたします。

鶏卵の卸売価格でございますが、通常、季節変動のパターンがございます。大体、年末年始の市場休み明けによりまして、流通在庫が、非常に卵が多くなっておりますので、だから、年明けの相場は一時的に供給増ということと最低水準になるわけでございます。その後、一月中旬から徐々に回復傾向を示すというのが毎年のパターンでございます。

そこで、本年一月以降の鶏卵の卸売価格について見ますれば、一月の当初の相場、これは先ほど

の全農の東京のMでございますが、一キログラム当たり八十五円で、その後、例年どおり一月中旬から価格は回復はいたしております。三月三十日現在で一キログラム当たり百三十五円ということとでございます。

ただ、これらの価格は、昨年と比べますと二割ないし三割程度低くなっているというのは事実でございます。これは需要が全体として減少し調にあるわけでございます。そういう中で需要を上回る生産が続いているといった、そういう需給の乖離を反映して低水準になっておるのではないかとこのように考えているわけでございます。

それから、消費についてもお話がございました。これは、実は統計上のデータといたしましては、本年一月までの家計の購入数量、全世界でございますが、これが公表されてございまして、直近の本年一月では、対前年同月比九五%ということとで、五%減というふうになっているわけでございます。

○佐々木(憲)委員 前年に比べて価格の上で二、三割下がっている。これは非常に大変な状況だと思ふんです。もちろん、鳥インフルエンザの影響だけではないかもしれない、需給全体のバランスの変化というのがあるかもしれない。しかし、鳥インフルエンザ発生以後の状況を考えますと、大変大きな要素を占めているのではないかと、その影響が大きかったのではないかと思ふわけですね。実際に販売量が九五%という状況ですから、これは一月の時点ですけれども、今の状況は業者にとつては大変深刻な事態だといふふうに認識せざるを得ません。

そこで、大臣にお聞きしますけれども、これは今、融資その他さまざまな手を打たれていると思ふんですが、しかし、この影響が極めて甚大であるということであれば、やはりそういう場合の被害補償ということも念頭に置いた対応というものが必要ではないかと思ふわけですが、いかがでしょうか。

○亀井国務大臣 移動制限区域外の鶏卵農家に対

しましては、いろいろの、いわゆる販売不振あるいは価格低下、この影響を受けておりますことを踏まえまして、低利の運転資金、いわゆる家畜疾病経営維持資金を拡充いたしまして、区域外の養鶏農家も利用可能な資金メニューとして経営維持資金を新たに追加したわけであります。

そういう中で、鶏や鶏卵の移動制限は、区域外は鶏卵農家で行っていないわけでありまして、補償を行うということは、これは困難な状況であります。

○佐々木(憲)委員 先ほどの移動制限区域外の被害補償、損失補償の問題についてもまだきめ細かな状況にはなっていない。しかも、それ以外の地域については補償という発想が出ていない。

私は、今後、鳥インフルエンザが制圧されて、これがなくなるといふことを望んでおりますけれども、仮にまた別な形で広がるということになりますと、そういう問題を、本当にきちっとした体制をつくらないと、これは不安が広がるばかりでありますので、政府の対応としてもその点をきちっとやっていただくということを要請したいと思ひます。

ほかにもいろいろ質問しようと思つたんですが、時間が参りましたので、以上で終わります。

○高木委員長 次に、山本喜代宏君。

○山本(喜)委員 社民党の山本でございます。

きょうは、アジア・アフリカ救援米運動について宣伝をさせていただきます。

これは、飢饉で苦しむアフリカ諸国に対する救援活動として、一九八四年に、中央労働会議というところの呼びかけでアフリカ飢饉救援米運動として始まりました。現在は、平和フォーラムというNGOが取り組んでおります。これは、食料不足に苦しむ人々への援助ということのほか、減反している水田を有効活用することによって水田の維持保全、国土と環境を守る運動としても注目されました。

政府の配慮によりまして、支援先が特定されるような方法をとることを条件に、支援米を交付し

た水田が米の生産調整の例外措置としてカウントされることになったわけでございます。八五年には、約二十トンの国連難民高等弁務官事務所を通じてスーダン、ソマリア、ブルキナファソ、チャド、カーボベルテに送られました。その後、運動が多く都道府県に広がりまして、九五年以降は毎年六十トンから八十トンが送られています。九八年にはカンボジアへの支援も始められまして、WFP、国連世界食糧計画の日本事務所とカンボジア事務所を通じて米が送られまして、戦争などで親を亡くした子供たちの教育施設で活用されています。

最近では、国内の子供たちあるいは市民が、支援米の田植えとか稲刈りに参加をするというふうになっております。そして、昨年の三月には、この日本の支援米づくりに参加している子供たちのうち、岩手、北海道、熊本の中学生在が現地カンボジアを訪ねて交流をしている。そして、名前もアジア・アフリカ支援米運動というふうに変更されて今日に至っているわけです。

こうした民間の取り組みについて、政府の評価というものについてお伺いしたいと思います。

○金田副大臣 アジア・アフリカ支援米運動というものが行われているということは我々も承知してございます。人道的な支援という見地から、労働組合の皆さん方が中心になって全国各地で展開されているというふうな形では、生産面積に力を入れないというふうな措置も行われているわけでございます。十五年度百二十トンというふうな形で、対北朝鮮、タンザニア、いろいろな国に援助米を提供しているということについては高く評価させていただきます。

これは別に、政府は政府としていろいろな支援制度をやっているわけでございます。KR援助とかWFP援助とかODA予算を活用しながら、政府は政府としてこういった貧しい国々に対する米の援助は行っております。

また、このたび、タイと日本と、アジアの米備

蓄構想ということを今検討して、その緒についておりますけれども、東南アジアの国々、米を主食とする国々に対して、緊急飢餓状態とかあるいは不作だとかという事態に対応できるような、タイと日本が中心になってそういった制度をつくり上げるということにしているところでございます。

○山本(書)委員 大変評価をいただいたわけでございますが、この取り組みは、人道援助ということのほかに、先ほど申しましたように、子供たちの教育あるいは水田の有効利用、そして農業の多面的機能の維持ということで、一石二鳥だけでなく三鳥にも四鳥にもなっているというふうな思っています。

しかしながら、輸送費が大変でございます。アフリカのマリに向けた支援米、これは二〇〇三年度四十二トンですが、マリまでは一キログラム当たり百十六円かかるわけです。カンボジアも一キログラム当たり六十円というところで、このほかに、全国各地の収穫地から東京までの輸送費もかかりますが、そこでお願ひがあります。大変すばらしい取り組みというふうな評価をいただきまして、何とか東京から現地までの輸送費ぐらひは政府で援助していただけないものかと。

○金田副大臣 NPOの皆さん方がまさに善意で取り組んでおられる活動でございます。評価はいたきさせていただきますけれども、それに對して国が助成するということは、今の段階で考えることはちょっとできない状態でございます。

○山本(書)委員 今の日本の農業を守りから攻めに転換をしていくということで、輸出を積極的に行うわけですから、日本の米の宣伝にもなるのではないかと。特に、あしたから輸出促進室というものを立ち上げるようでありまして、ぜひこの宣伝費ということでも考えていただけないのかどうか。

○金田副大臣 輸出の宣伝費と言われましたけれども、貿易の輸出補助金に該当してWTO違反になるかもしれません。よろしくお願ひします。

○山本(書)委員 この件については引き続きお願

いをしていきたいと思います。

次に、もう一つ宣伝があります。米粉パンについて宣伝をいたしますが、先週の日曜日、私の地元で米粉を使ったパンやうどんの普及というものを旨指す集いが行われました。これは新潟で始まったようでございますが、先日の集いには、農業関係者だけでなく、製造業者あるいはPTAの関係者も、大変盛況だったわけでございます。

試食した感想も、パンというよりおもちに近い食感だとか、中に入れる材料次第ではさらにおいしくなるのではないかと、大変評判も上々だったわけでございます。PTAの会長さんからつくっているということと安心感があるというふうな感想もいただいております。

政府でも、自給率の向上に向けて食育というものを推進していくわけですから、この米粉を使ったパンやうどんの普及というものについて全国的に展開をしていただきたいということでございます。

それから、地産地消ということも盛んに提唱されておりますが、地元でとれた野菜なんかを学校給食で使うというだけでなく、例えば転作の大豆を地元で豆腐などの製品に使うとか、あるいは、地元の宣伝で恐縮ですが、比内地鶏とあきたこまちを使って切りたんぼセットを今全国展開しているわけですが、そうした地域発の産業の育成、奨励ということもぜひ展開していくべきだということに思っています。この点についても政府の見解をお願ひします。

○須賀田政府参考人 先生お話しした米粉パンでございます。私ももちいたいただきました。もっちり感としっかりと感、原料が米でございますので毎日食べても飽きないということで、米の新規の需要開拓分野として大いに期待をしております。

私も、この開発のために値引きして売却をする、あるいは学校給食で小麦粉のパンを米粉のパンへ切りかえる場合に一定部分を備蓄米から無償

で交付する、こういう取り組みで支援を行っているところでございます。年間二、三千トン程度だということでございますので、もともと普及したというふうなふうに思っております。

また、これと同様、いわゆる地産地消の問題でございます。

自給率問題もございまして、私ども、食生活の基本というのは、その土地でとれたものをその土地で消費するんだ、これを基本的に国民の皆様方が考えていただければ、自給率の向上の問題にもうんと資するということに考えております。これへの取り組みに、直売所の設置でございますとか、そういう形で支援をさせていただいているところでございます。

○山本(書)委員 もう一度お伺いしますけれども、米粉パンの、米粉といいますが、そういうものの普及宣伝というのは実際今行われているわけですか。

○須賀田政府参考人 普及宣伝は、一番最初に近畿農政局の管内に近畿米粉食品普及推進協議会、関係者による協議会を立ち上げたのを契機として、今全国のプロダクトごとに組織化を進めておりまして、この米粉パン等の需要拡大に関係者挙げて取り組んでおるといふ状況でございます。

○山本(書)委員 ぜひ自給率の向上に向けて、この米粉パンを全国的に展開していただきたいというふうな思っています。

次に、米の中山間地直接支払い制度についてお伺いします。

中山間地域は我が国農地面積の約四割を占めているということで、しかしながら、傾斜地が多くて非常に生産に不利だということ、ですから、若者が定着しないために高齢化が進行している、ですから、耕作放棄地の問題ということも大変大きな問題になっているわけでございます。

これを防止するということと農業の多面的機能の維持ということで十二年から取り組まれているわけですが、これに対する評価、そして、来年度以降の方策というものについて、政府の考

平成十六年三月三十一日

え方をお伺いします。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

中山間地域等直接支払い制度でございますが、先生御指摘のとおり、食料の供給あるいは国土の保全などの多様な役割を果たしているこの中山間地域等におきまして、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から実施をいたしております。

平成十五年度までの見込みによりまして、市町村が策定いたしました基本方針、これに定められた対象農用地の八五％に当たります六十六万二千ヘクタールにおきまして三万四千の協定が締結され、地域の実態に即した多様な集落活動の取り組みなどが見られるところでございます。

この制度は、平成十二年度に発足し、十六年度までの五年間ということになっておりますが、発足時から五年後に制度の検証及び課題の整理を行うということとされておまして、そうしたことから、中立的な第三者機関でございます中山間地域等総合対策検討会におきまして、この三月十八日より現行制度の検証を開始したところでございます。

十七年度以降の対応につきましては、地方公共団体などからの提案にも耳を傾けつつ、本検討会におきまして検証などを踏まえまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山本(喜)委員 この中山間地の直接支払いにも関連しますが、米政策大綱というものの所得補償の考え方についてもお伺いしていききたいと思っております。

今、水田農業ビジョンということで担い手を明確化する話し合いが各地で取り組まれているわけでございます。しかしながら、その中山間地というところではなかなか難しいという声が出されています。

プロ農家の育成とか大規模化というふうに言われますけれども、大規模になればなるほど米価の下落の影響を受けやすいということ、それから、機械の購入の負担も、例えばコンバインは一台一

千万円もするというところで、将来の見通しというものも立たないと、なかなか規模拡大に踏み込めないという状況なわけです。

去年の冷害でも、米がとれなくても借地料とかコンバインの借金は返さなきゃならないということとで、大規模農家ほど大変だったというふうに言われています。プロをつくるのか担い手を育成するということも、現状、耕作者本人の努力だけでは大変厳しい実態にあるわけです。

今度の大綱でも、稲作経営安定対策というものから稲作所得基盤確保対策というものに変えられたけれども、これだけでは非常に将来展望を持てるといふことにはならないわけでございます。したがって、担い手として自立していく方向性を持たせるためにも、価格補てんということだけでなく、直接支払いによる所得補償制度への転換というものを考えていくべきではないのかということをお伺いします。

○川村政府参考人 委員が御指摘ございましたとおり、大規模な農家ほど米価下落によりまして稲作収入の減少の影響が大きいという実態は認識をいたしております。

このため、稲作所得基盤確保対策というものが十六年度から実施をされます。これは、生産調整に協力される方すべての対策でございますが、この稲作所得基盤確保対策の上乗せ対策といたしまして、一定規模以上の水田経営を行っておられる担い手の経営安定を図るという観点から、担い手経営安定対策ということを講ずるということでございまして、そういう意味で、担い手に重点化した対策を上乗せしたということで御理解いただきたいと思います。

○山本(喜)委員 そうすると、所得補償、直接支払の所得補償方式への転換ということは、政府は全く考えないということですか。

○川村政府参考人 直接支払いの問題につきましては、今、食料・農業・農村基本計画の見直しをしておりまして、その中で、一つの柱といたしまして、品目的な対策から品目横断的な対策へと

うことの中で、それも視野に入れながら検討しているところでございます。

○山本(喜)委員 次に、担い手経営安定対策についてお伺いします。

この加入要件、中山間地では大変厳しい状況にあります。私も集落営農をやっておりますが、稲刈りを三十五軒から委託を受けていますが、全部合わせても十六ヘクタールにしかないわけでございます。

担い手経営安定対策の要件、四ヘクタール以上の認定農家とかあるいは二十ヘクタール以上の集落営農といつても、この中山間地では極めて難しいという現状にあります。この要件の見直しということについても政府の配慮をお願いしたいと思います。

○川村政府参考人 担い手経営安定対策でございますが、この対象者につきましては、先ほども申し上げましたとおり、影響の大きい農家を対象にするという意味で規模要件を設けております。

そして、構造改革の加速化という観点から、構造展望で目標といたします規模の二分の一というものを基本にしておりますが、今委員も御指摘ありましたとおり、地域におきましてはさまざまな地理的な制限等もありまして、特に中山間地域、こういうところは、今申し上げましたような数字をそのまま適用することにはなかなか困難が伴うということがあります。

そういうことで、中山間の場合は、特に集落営農にありましては、五割を下限といたしまして特例を設けることが可能ということになっております。また、それ以外につきましても、知事特認というところで、ただいま申されましたような数値につきまして特例を設けるということも可能になっておりますので、十分にその実態に対応した適用ということをお願いしたいと思っております。

○山本(喜)委員 中山間地、多面的機能の維持ということでも大変重要なわけですので、ぜひ政府の配慮をお願いしたいというふうに思います。

あと、時間がないのですけれども、あと一分といたすので、最後に、BSEの問題ですが、今アメリカの方でいろいろと動きが出ておりますけれども、この動きに対して、日本政府の評価についてお伺いします。

○亀井国務大臣 米国の民間業者の報道、こういうことかと思いますが、米国政府から通報を受けているわけではないわけでありまして、

そのような報道で私も承知している限りでございますが、検査の問題、これはあくまでも国家間の問題であります。そういう面で、あくまでも政府が認証するなり、そういうことが当然中に入る必要があることと思っておりますし、基本的に、先般来申し上げておりますとおり、日本と同じ、いわゆる屠畜場におきます全頭検査、また特定危険部位の除去、こういうことが基本でございますので、これが達成できるということは重要なことでありますので、これがあくまでも一番の問題であります。

ただ、この報道が、これはどういうことかよくわかりませんが、日本の消費者、日本の食の安全、安心、日本のとっております対応についてやはり考えなければならぬ、こういうようなことであれば、これはやはり、アメリカもこの日本の対応をしっかりと考えていかなければならぬ、こういうように認識をしておるのかなと。

このような面では、その情報がはっきりわかりませんが、私は、感じとして、日本の対応に従おう、こういうことは歓迎すると申します。日本の立場を尊重する点では好ましいことではなからうかな、こう思います。

○山本(喜)委員 引き続き、食の安心、安全ということに留意をしていただいて、進めたい。いただきたいというふうをお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○高木委員長 この際、本日付託になりました内

閣提出、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案、農業改良助長法の一部を改正する法律案及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣亀井善之君。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○亀井國務大臣 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、このような農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図ることが重要であります。

そのためには、地域において構造政策を推進する役割を担う農業委員会について、業務の重点化と業務運営の効率化等を促進する必要があります。

また、近年、地方分権の推進が強く求められている中、農業委員会についても、その設置について市町村の自主性を高めるとともに、地域の実情に応じた組織運営を可能とすることが強く求められております。

政府といたしましては、このような課題に対応するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、農業委員会の必置基準面積の算定方法の見直しであります。

農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法について、生産緑地地区以外の市街化区域内の農地面積を算定対象から除外することとしております。

第二に、農業委員会の業務の重点化であります。

農業委員会が行う法令に基づく業務以外の業務について、農地及び経営に関する業務に重点化を図ることとしております。

第三に、選挙委員の下限定数の条例への委任であります。

選挙による委員の下限定数を廃止し、市町村の条例に委任することとしております。

このほか、選任による委員の選出方法を見直すとともに、部会設置の弾力化などを図ることとしております。

続きまして、農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国の農業を振興していくためには、技術の開発と普及が基本であります。これまで、農業改良助長法に基づき、試験研究機関で開発された新技術を地域の条件に応じて現場に合った形で農業者に普及することにより、農業政策上のさまざまな課題に対応して、成果を上げてきたところであります。

しかしながら、近年、食の安全、安心の確保など消費者の視点を重視した生産・流通体制の確立や、経営改善に意欲的な農業の担い手への支援の重点化等が求められている中で、これらの課題に対する普及組織の対応が必ずしも十分でないとの指摘がなされているところであります。

また、地方分権の推進のため、都道府県の自主性の拡大の観点に立った事業運営が求められているところであります。

このような状況を踏まえ、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、

御説明申し上げます。

第一に、政策課題に対応した高度かつ多様な技術、知識をよりの確に農業現場に普及しているようにするため、普及関係職員を専門技術員と改良普及員の二種類に分けている現行制度を見直し、調査研究と普及指導とを一元的に実施する普及指導員を置くこととしております。

第二に、都道府県が自主性を発揮し、弾力的、機動的な事業運営ができるよう、地域農業改良普及センターの必置規制を廃止することとしております。

また、普及指導を効果的に行うため、都道府県の判断により、普及指導員の活動により得られた知見の集約、専門分野がさまざまな普及指導員の活動の役割分担、進捗管理等、普及指導を総合化するための活動を行う普及指導センターを置くことができることとしております。

第三に、都道府県がみずからの判断で実態に応じた運用が可能となるよう、専門技術員及び改良普及員に支給されている農業改良普及手当の上限を廃止するとともに、その名称を普及指導手当に改めることとしております。

続きまして、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農業、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化の中で、農業の健全な発展と農村の活性化を図るためには、農業を担うべき者を確保していくことが重要な課題となっております。

このような課題に対応するため、みずから農業経営を行うとする青年等に対して、無利子の就農支援資金の貸し付け等の措置を講じてきたところであります。これにより、新規就農者数は増加してきておりますが、まだ十分とは言えない状況にあります。

一方、近年、農業を営む法人や農家に就農し、その一員として農業に取り組もうとする者が増加してきております。また、農業経営の法人化の進

展等に伴い農業法人等の人材需要の増大が見込まれる中で、将来の農業を担う者を確保していくためには、農業法人等への就農を目指す者に対する支援も重要となつていくところであります。このような状況を踏まえ、農業法人等への就農を積極的に促進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、農業法人等が、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとしております。

第二に、都道府県青年農業者等育成センターが、この認定を受けた農業法人等に対し、無利子の就農支援資金を貸し付けることができることとしております。また、この認定を受けた就業計画に基づく施設の設置等につき農業改良資金の貸し付けを受ける場合には、新規就農者の経験不足による収益性の低下リスクを軽減するため、農業改良資金の貸し付けに係る償還期間及び据置期間を延長することとしております。

第三に、青年等の農業法人等への就農を促進するため、都道府県青年農業者等育成センターの業務として無料の職業紹介事業を、また、さきの認定を受けた農業法人等が行う施設の設置等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うことを追加することとしております。

以上が、これら三法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○高木委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

○高木委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきまして

では、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「農地面積」の下に「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調ったものの区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。を)を加える。

第六条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項

二 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項

第六条第二項第三号を削り、同項第四号中「農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進」を「法人化その他」に改め、「及び農民生活の改善」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「事項についてのけいもう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同号を同項第五号とする。

第七条第一項中「十人から四十人までの間」を「四十人を超えない範囲内」に改める。

第十二条第一号中「及び農業共済組合が組合」とに「を」を加え、同条第二号中「五人」を「四人(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数)」に改める。

第十四条第一項中「全員の」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において選挙区があるときは、所属の選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、当該選挙区に属する選挙された農業委員会の委員の解任のみを請求することができる。

第十四条第四項中「これらの」を「その請求に係る」に、「一般選挙」を「選挙」に改め、同項ただし書中「選挙による委員の全員」を「当該選挙による委員」に改める。

第十五条第三項中「及び第十九条の規定による解散」を削り、同条第五項中「経営管理委員」の下に「又は組合員」を加える。

第十七条中「議会の」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加える。

第十九条第一項中「農業委員会」の下に「(選挙による委員の定数が二十人以上であるものに限る。を)を加え、農地部会を置く」を「農林水産省令で定めるところにより」又は「二以上の農地部会を置くことができる」に改め、同条第三項中「(基本的な方針の決定を除く。を)」から第五号「に改め、同条第十項を削る。

第四十条第二項中「左」を「次に」に改め、同項第二号中「啓もう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同項第五号中「協力する」を「対し助言その他の協力を行う」に改める。

第四十一条第二項第三号中「都道府県農業共済組合連合会」の下に「又は農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第五十三条の二第四項に規定する特定組合に該当する農業共済組合」を加える。

第五十九条中「左」を「次に」に改め、同条第二号中「啓もう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同条

第五号中「外」を「ほか」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業委員会の委員に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の農業委員会等に関する法律(次項において「新法」という。第七條第一項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された一般選挙により選挙される委員の定数については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現在に在任しているこの法律による改正前の農業委員会等に関する法律第十二条第二号の委員は、新法第十二条第二号の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正) 第五条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号。次条において「合併特例法」という。の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「超えず十を下らない」を「超えない」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第六条 前条の規定による改正後の合併特例法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後合併特例法第八条第四項において準用する合併特例法第六条第八項の規定による告示(以下こ

の条において「告示」という。)がなされる合併市町村(合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下この条において同じ。)の農業委員会の選挙による委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までに告示がなされた合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数については、なお従前の例による。

理由

農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するため、農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法を見直すほか、選挙による委員の下限定数を条例に委任する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十四条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改める。

第四条中「第十四条の二第四項」を「第八条第三項」に、「第十一条第一項」を「次条第一項」に改める。

第五条から第十条までを削る。

第十一条第三項中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条を第五条とする。

第十二条を削る。

第十三条第十三条を第六条とする。

第十四条第一項第一号中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同項第二号中「専門技術員又は改良普及員が次条第二項、第三項又は第五項の」を「普及指導員が次条第二項各号に掲げる」に改め、同項第三号中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に改め、同項第四号中「普及協力委員が第十四条の七第二項」を「普及指導協力委員が第十三条第二項」に改め、同項

第六号中「改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条第二項第二号及び第三号並びに第六項第二号及び第三号中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第七号とする。

第十四条の二の見出しを「普及指導員」に改め、同条第一項中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 普及指導員は、次に掲げる事務を行う。

一 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。

二 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

第十四条の二第三項を削り、同条第四項中「専門技術員」を「普及指導員」に、「第二項を前項第一号に、「行われるよう」を「行われることにより、有用な成果が得られるよう」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条を第八号とする。

第十四条の三の見出しを「普及指導員の任用資格」に改め、同条第一項中「専門技術員資格試験」を「普及指導員資格試験」に、「専門技術員」を「普及指導員」に改め、同条第二項を削り、同条を第九号とする。

第十四条の四（見出しを含む。）中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第十号とする。

第十四条の五の見出しを「普及指導手当」に改め、同条第一項中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に、「これらの」を「その」に、「農業改良普及手当」を「普及指導手当」に改め、同条第二項を削り、同条を第十一号とする。

第十四条の六の見出しを「普及指導センター」に改め、同条第一項中「地域農業改良普及センター」

ター」を「普及指導センター」に、「設けるものとする」を「設けることができる」に改め、同条第二項第一号中「その所属の改良普及員の行う第十四条の二第五項の事務の連絡調整」を「普及指導員が第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約」に改め、同項第三号中「第十四条第一項第五号」を「第七号第一項第五号」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十二号とする。

第十四条の七の見出しを「普及指導協力委員」に改め、同条第一項中「普及協力委員」を「普及指導協力委員」に改め、同条第二項中「普及協力委員」を「普及指導協力委員」に、「改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第十三号とする。

第十五条第二項中「添付書類を添付書類」に改め、同条を第十四号とする。

附則 附則中第十六条を第十五号とする。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（協同農業普及事業の運営に関する指針に関する経過措置）
第二条 農林水産大臣は、平成十六年十一月三十日までに、この法律による改正後の農業改良助長法（以下「新法」という。）第七号第二項及び第三項の規定の例により、協同農業普及事業の運営に関する指針を定めるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県に通知しなければならない。

3 第一項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において新法第七号第二項の規定により定められた運営指針とみなす。

（協同農業普及事業の実施に関する方針に関する経過措置）
第三条 都道府県は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、この法律の施行の日まで

に、新法第七号第六項及び第七号後段の規定の例により、協同農業普及事業の実施に関する方針を定めなければならない。

2 都道府県は、前項の方針を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定により定められた方針は、この法律の施行の日において新法第七号第七項の規定により定められた実施方針とみなす。

（普及指導員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農業改良助長法（以下「旧法」という。）第十四条の三第一項の専門技術員資格試験に合格した者は、新法第九条の普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十四条の三第二項の改良普及員資格試験に合格した者は、この法律の施行後三年間は、新法第九条の普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

（政令への委任）
第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法及び地方公務員災害補償法の一部改正）
第六条 次に掲げる法律の規定中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項
二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第五項
（農業取締法の一部改正）
第七条 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三中「第十四条の二第一項」を「第八号第一項」に、「改良普及員」を「普及指導員」に改める。
（国有財産特別措置法及び構造改革特別区域法

の一部改正）

第八条 次に掲げる法律の規定中「第十四条第一項第五号」を「第七号第一項第五号」に改める。

一 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第三条第一項第一号
二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十五条第一項第一号

理由
協同農業普及事業の運営の効率化に資するため、専門技術員及び改良普及員を普及指導員に一元化するとともに、地域農業改良普及センターについての必置規制を廃止し、新たに普及指導センターを設けることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（以下「認定就農者」という。）を削り、「就農する」を「就農し、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させる」に、「限る」を「限り、第四条第四項の認定農業者にあつては、第二号に掲げるものを除く」に改める。

第四条第一項中「青年等」の下に「又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者を加え、同条第四項中「認定就農者」の下に「（新たに就農しようとする青年等であつて、第一項の認定を受けたものをいう。以下同じ。）又は認定農業者（新たに就業しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者であつて、同項の認定を受けたものをいう。以下同じ。）を加える。

第六条第二号中「認定就農者」の下に「又は認定農業者」を加え、同条第六号を第七号とし、第

三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 新たに就農しようとする青年等について、

職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)

第三十三条第一項の許可を受けて無料の職業

紹介事業を行うこと。

第七号第四項中「一認定就農者こと」の下に「及び一認定農業者こと」を加える。

第八条中「認定就農者が」を削り、「就農した」を

「認定就農者が就農し、又は認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させた」に改める。

第九条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「とき」の下に「又はその営む農業に就業させなかったとき」を加える。

第十条中「認定就農者」の下に「又は認定農業者」を加える。

第十六条中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(農業改良資金の貸付けの特例)

第二十三条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)第二条の農業改良資金(同法第五

条第一項の特定地域資金を除く。)であつて、認定農業者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(第四条第二項第三号の措置に係るものに限る。)の償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第二条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第二号中「第二条第二項」を「第四条第四項」に改める。

理由

近年における就農形態の多様化に対応して、農業の担い手の確保に資するため、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、就農支援資金を貸し付けることができるようにするとともに、無料の職業紹介事業を都道府県青年農業者等育成センターの業務に追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

平成十六年三月三十一日

平成十六年四月十二日印刷

平成十六年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K